

伊 勢 市 公 報

第 322 号
平成 31 年 4 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	34
○ 伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市文化財保護条例の一部を改正する条例	41
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例	45
○ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例	47
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	54
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部を改正する条例	56
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	58
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	60
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	65
○ 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	68
規 則	
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	70
○ 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則等を廃止する規則	76
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	79
○ 伊勢市活性化活動事業補助金審査会規則を廃止する規則	87
○ 伊勢市路上喫煙対策審議会規則	89
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	91
○ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則	110
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則を廃止する規則	112
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	114
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	118
教育委員会規則	
○ 伊勢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	120
○ 旧賓日館保存整備委員会規則	122
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則	124
○ 伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則	127
訓 令	
○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令	132
○ 臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	138
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	140

○ 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程を廃止する規程	142
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	144
○ 市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程等の一部を改正する規程	146
告 示	
○ 地籍調査の実施について	154
○ 地縁団体の認可について	155
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	157
○ 指定代理納付者の指定について	176
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	177
○ 市道の路線の認定について	178
○ 道路の区域の決定について	179
○ 道路の供用開始について	180
○ 平成 30 年度補正予算の要領について	181
○ 平成 31 年度当初予算の要領について	213
○ 平成 31 年度補正予算の要領について	244
○ 平成 31 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	247
○ 平成 31 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	248
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	249
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	250
選挙管理委員会告示	
○ 三重県知事選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	251
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	252
○ 三重県知事選挙関係	
・ 期日前投票所の設置について	269
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	270
・ 期日前投票所の投票管理の変更について	279
・ 期日前投票所の投票管理の変更について	280
・ 期日前投票所の投票管理の変更について	281
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	282
○ 三重県知事及び県議会議員選挙関係	
・ 開票の場所及び日時について	283
・ 開票管理者及びその職務代理者の選任について	284
・ 投票所の設置について	285
・ 投票管理者及びその職務代理者の選任について	288
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	291
公 表	
○ 平成 30 年度定期監査等結果の公表について	292
○ 平成 30 年度財政援助団体等監査結果の公表について	308

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例

(伊勢市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市立公民館条例(平成17年伊勢市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 伊勢市立高麗広公民館の項中「4,110円」を「4,190円」に改める。

(伊勢市立公民館使用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市立公民館使用料徴収条例(平成17年伊勢市条例第185号)の一部を次のように改正する。

別表 1 (1)の表大会議室の項中「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「5,140円」を「5,230円」に改め、同表第 1 会議室の項から第 3 会議室の項までの規定中「510円」を「520円」に、「720円」を「730円」に、「1,740円」を「1,780円」に改め、同表会議室の項中「1,020円」を「1,040円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「3,290円」を「3,350円」に改め、同表第 1 和室の項から研修室の項までの規定中「510円」を「520円」に、「720円」を「730円」に、「1,740円」を「1,780円」に改め、同表視聴覚室の項及び調理実習室の項中「1,020円」を「1,040円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「3,290円」を「3,350円」に改める。

別表 1 (2)の表拡声装置の項中「560円」を「570円」に改め、同表調理実習器具一式の項中「920円」を「940円」に改める。

別表 2 の表講堂の項中「2,050」を「2,090」に、「510」を「520」に、「2,570」を「2,610」に改め、同表学習室の項中「1,020」を「1,040」に、「250」を「260」に、「1,280」を「1,310」に改め、同表研修室 2-1 の項中「510」を「520」に、「610」を「620」に改め、同表研修室

2-2の項中「820」を「830」に、「200」を「210」に、「1,020」を「1,040」に改め、同表和室研修室の項中「510」を「520」に、「610」を「620」に改める。

別表3の表中「伊勢市立小俣中央公民館」を「伊勢市立小俣公民館」に改め、同表第1会議室の項中「1,640」を「1,670」に、「2,050」を「2,090」に、「510」を「520」に、「3,080」を「3,140」に、「920」を「940」に改め、同表第2会議室の項中「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,570」に、「2,050」を「2,090」に、「610」を「620」に改め、同表学習室の項中「2,460」を「2,510」に、「3,080」を「3,140」に、「820」を「830」に、「4,110」を「4,190」に、「1,230」を「1,250」に改め、同表2階会議室の項から団体室の項までの規定中「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,570」に、「2,050」を「2,090」に、「610」を「620」に改め、同表講堂の項中「3,290」を「3,350」に、「4,110」を「4,190」に、「1,020」を「1,040」に、「5,140」を「5,230」に、「1,540」を「1,570」に改める。

(伊勢市立図書館条例の一部改正)

第3条 伊勢市立図書館条例(平成17年伊勢市条例第189号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「5,240」を「5,340」に、「7,400」を「7,540」に、「1,740」を「1,780」に、「4,620」を「4,710」に、「1,540」を「1,570」に改め、同表会議室の項中「1,540」を「1,570」に、「2,160」を「2,200」に、「510」を「520」に、「920」を「940」に、「300」を「310」に改め、同表ギャラリーの項中「3,700」を「3,770」に、「5,860」を「5,970」に、「1,230」を「1,250」に、「1,850」を「1,880」に、「610」を「620」に改め、同表(4)中「2,050円」を「2,090円」に改める。

(伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例の一部改正)

第4条 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例（平成18年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「200円」を「210円」に改める。

（伊勢河崎商人館条例の一部改正）

第5条 伊勢河崎商人館条例（平成17年伊勢市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「3,600円」を「3,660円」に改める。

別表第1の2の表北蔵1の項中「3,900円」を「3,980円」に、「6,680円」を「6,810円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「1,330円」を「1,360円」に改め、同表和室1の項中「1,540」を「1,570」に、「2,460」を「2,510」に、「6,480」を「6,600」に、「510」を「520」に改め、同表和室2の項及び和室3の項中「1,230」を「1,250」に、「2,050」を「2,090」に、「5,340」を「5,440」に改め、同表和室4の項中「820」を「830」に、「1,230」を「1,250」に、「3,290」を「3,350」に、「300」を「310」に改め、同表茶室の項中「2,160」を「2,200」に、「3,600」を「3,660」に、「9,360」を「9,530」に、「720」を「730」に改める。

別表第2中「510円」を「520円」に、「200」を「210」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

（尾崎罌堂記念館条例の一部改正）

第6条 尾崎罌堂記念館条例（平成17年伊勢市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表第2会議室の項中「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「510円」を「520円」に改める。

（山田奉行所記念館条例の一部改正）

第7条 山田奉行所記念館条例（平成17年伊勢市条例第195号）の一部を次

のように改正する。

別表1の表弓の間の項及び書院の項中「610円」を「620円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(伊勢市生涯学習センター条例の一部改正)

第8条 伊勢市生涯学習センター条例(平成17年伊勢市条例第186号)の一部を次のように改正する。

別表第1多目的ホールの項中「9,530」を「9,710」に、「12,710」を「12,940」に、「34,960」を「35,600」に、「3,170」を「3,230」に改め、同表学習室1(リハーサル室)の項中「1,900」を「1,930」に、「2,540」を「2,580」に、「6,980」を「7,110」に、「620」を「630」に改め、同表楽屋の項中「300」を「310」に、「420」を「430」に、「1,160」を「1,180」に改め、同表工芸室の項から和室の項までの規定中「1,580」を「1,610」に、「2,110」を「2,150」に、「5,820」を「5,930」に、「520」を「530」に改め、同表学習室2の項から文化交流室の項までの規定中「1,260」を「1,280」に、「1,680」を「1,710」に、「4,660」を「4,740」に、「420」を「430」に改め、同表パソコン室の項及び会議室1の項中「1,580」を「1,610」に、「2,110」を「2,150」に、「5,820」を「5,930」に、「520」を「530」に改め、同表会議室2の項中「620」を「630」に、「840」を「850」に、「2,320」を「2,360」に、「200」を「210」に改める。

別表第2の1の表舞台設備及び備品の部音響反射板の項中「3,170」を「3,230」に改め、同部能舞台の項中「5,290」を「5,390」に改め、同部所作台の項中「3,170」を「3,230」に改め、同部金屏風の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部地がすりの項中「3,170」を「3,230」に改め、同部緋毛せんの項中「200」を「210」に改め、同部バレエマットの項中「3,170」を「3,230」に改め、同部長布団の項中「長布団」を「長座布団」に改め、同表照明設備の部シーリングライトの項からローアホリゾ

ントライトの項までの規定中「520」を「530」に改め、同部センターピンスポットライトの項中「1,050」を「1,070」に改め、同部サイドスポットライトの項中「2,110」を「2,150」に改め、同表音響設備の部移動用スピーカーの項中「520」を「530」に改め、同部拡声装置の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部移動用音響装置の項中「520」を「530」に改め、同表映写設備の部移動型映像システムの項からオーバーヘッドカメラの項までを削り、同部ホールスクリーンの項から移動用スクリーンの項までの規定中「520」を「530」に改め、同部液晶プロジェクターの項中「1,050」を「1,070」に改め、同表ピアノの部フルコンサートピアノの項中「5,290」を「5,390」に改め、同部アップライトピアノの項中「520」を「530」に改め、同表その他の部焼窯の項中「2,110」を「2,150」に改め、同部仮設ステージの項中「200」を「210」に改め、同部茶道用具の項中「2,110」を「2,150」に改め、同部コンセント（1kw以上）の項中「200」を「210」に改める。

別表第2の2の表多目的ホールの項中「1,480円」を「1,500円」に改め、同表学習室1（リハーサル室）・調理室の項中「420」を「430」に改め、同表その他の施設の項中「200」を「210」に改める。

別表第3の1の表研修室1の項から研修室4の項までの規定中「540円」を「550円」に、「750円」を「760円」に、「1,830円」を「1,860円」に改め、同表ホールの項中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,780円」を「3,850円」に改める。

別表第3の2の表拡声装置の項及び映写機スライド実物反射投影機の項中「590円」を「600円」に改める。

（伊勢市学習等供用施設条例の一部改正）

第9条 伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4万8,340円」を「4万9,230円」に改め、同条第3項の表集会室の項中「2,570」を「2,610円」に、「3,080」を「3,140円」に、「820」を「830円」に、「4,010」を「4,080円」に、「1,230」を「1,250円」に改め、同表学習室1の項から学習室3の項までの規定中「720」を「730円」に、「920」を「940円」に、「200」を「210円」に、「1,230」を「1,250円」に、「410」を「410円」に改める。

(伊勢市観光文化会館条例の一部改正)

第10条 伊勢市観光文化会館条例(平成17年伊勢市条例第153号)の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの部平日の項中「13,770」を「14,020」に、「19,270」を「19,630」に、「24,780」を「25,240」に、「53,710」を「54,700」に、「4,860」を「4,950」に改め、同部土、日曜日及び祝祭日の項中「19,270」を「19,630」に、「27,540」を「28,050」に、「35,800」を「36,460」に、「75,740」を「77,140」に、「6,880」を「7,000」に改め、同表リハーサル室の項中「2,420」を「2,470」に、「3,280」を「3,340」に、「9,000」を「9,160」に、「840」を「850」に改め、同表ホワイエの項中「6,560」を「6,680」に、「8,880」を「9,050」に、「24,350」を「24,800」に、「2,110」を「2,150」に改め、同表プラザの項中「1,680」を「1,710」に、「2,220」を「2,260」に、「6,140」を「6,250」に、「520」を「530」に改め、同表大会議室の部全室の項中「7,410」を「7,550」に、「9,950」を「10,140」に、「27,320」を「27,830」に、「2,420」を「2,470」に改め、同部1の項から4の項までの規定中「2,420」を「2,470」に、「3,280」を「3,340」に、「9,000」を「9,160」に、「840」を「850」に改め、同表小会議室の部1の項から3の項までの規定中「1,680」を「1,710」に、「2,220」を「2,260」に、「6,140」を「6,250」に、「520」を「530」に改め、同表展示室の項中「3,280」を「3,340」に、「4,440」を「4,520」

に、「12,170」を「12,400」に、「1,050」を「1,070」に改め、同表和室の項中「840」を「850」に、「1,050」を「1,070」に、「2,960」を「3,010」に、「300」を「310」に改め、同表特別室の項中「4,120」を「4,200」に、「5,500」を「5,600」に、「15,140」を「15,420」に、「1,360」を「1,390」に改め、同表浴室の項中「670」を「690」に改める。

別表第2の1の表ピアノの部フルコンサート（スタインウェイD-274）の項中「9,720」を「9,900」に改め、同部フルコンサート（ヤマハCF）の項中「5,400」を「5,500」に改め、同部セミコンサート（ヤマハCS）の項中「2,160」を「2,200」に改め、同部アップライトの項中「530」を「540」に改め、同表照明設備の部Bセットの項中「13,770」を「14,020」に改め、同部Cセットの項中「27,540」を「28,050」に改め、同部ピンスポットライト2KWの項中「1,680」を「1,710」に改め、同部スポットライト1KWの項中「670」を「690」に改め、同部スポットライト500Wの項中「420」を「430」に改め、同部ストリップライト1,200Wの項中「300」を「310」に改め、同部エフェクトマシンの項中「880」を「900」に改め、同部カッタースポットライトの項中「840」を「850」に改め、同部アップパーホリゾントライトの項及びロアーホリゾントライトの項中「880」を「900」に改め、同部コンセントの項中「200」を「210」に改め、同部カラーフィルターの項を削り、同表舞台設備及び備品の部所作台の項中「3,800」を「3,870」に改め、同部指揮者台の項中「200」を「210」に改め、同部演台の項中「730」を「740」に改め、同部金屏風の項から地がすりの項までの規定中「1,050」を「1,070」に改め、同部バレエ用マットの項中「3,480」を「3,550」に改め、同部松羽目の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部竹羽目の項中「1,580」を「1,610」に改め、同部毛せんの項中「200」を「210」に改め、同部音響反射板の項中「5,290」を「5,390」に改め、同部大太鼓の項中「520」を「530」

に改め、同部オーケストラピットの項中「3,170」を「3,230」に改め、同部大ホールスクリーンの項中「1,050」を「1,070」に改め、同部OHPの項を削り、同部大会議室スクリーンの項中「470」を「480」に改め、同表音響設備及び備品の部拡声装置の款大ホールの項中「2,740」を「2,790」に改め、同款大会議室の項中「1,360」を「1,390」に改め、同部ステージスピーカーの項中「1,580」を「1,610」に改め、同部はね返りスピーカーの項及び液晶プロジェクターの項中「1,050」を「1,070」に改め、同部マイクロホンの項中「620」を「630」に改め、同部ワイヤレス装置の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部CDプレーヤーの項中「620」を「630」に改め、同部DATプレーヤーの項を削り、同部コンセントの項中「200」を「210」に改め、同部テープレコーダーの項及びMDレコーダーの項中「740」を「750」に改め、同部3点吊マイクロホン装置の項及び移動用ミキサーの項中「1,050」を「1,070」に改め、同表その他の部畳の項中「300」を「310」に改める。

別表第2の2の表大ホールの部全体の項中「6,450」を「6,570」に改め、同部客席・舞台の項中「5,400」を「5,500」に改め、同部ホワイエの項中「1,050」を「1,070」に改め、同表楽屋（1室につき）の項及びリハーサル室の項中「200」を「210」に改め、同表大会議室の部全室の項中「1,260」を「1,280」に改め、同部1の項から4の項までの規定中「300」を「310」に改め、同表小会議室の部1の項から3の項までの規定中「200」を「210」に改め、同表展示室の項中「420」を「430」に改め、同表和室の項及び特別室の項中「200」を「210」に改める。

（伊勢市観光文化会館駐車場条例の一部改正）

第11条 伊勢市観光文化会館駐車場条例（平成17年伊勢市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表自動車の項中「200円」を「210円」に、「2,110円」を「2,150円」

に改める。

(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第12条 伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表コートの中「200円」を「210円」に改め、同表照明設備の中「670円」を「680円」に改め、同表放送設備の中「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表第4の2(1)アの表中「2,500円」を「2,540円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「4,850円」を「4,940円」に、「4,540円」を「4,620円」に改める。

別表第4の2(1)イの表附属設備の部附属設備全面使用の中「3,000円」を「3,050円」に改め、同表備品類の部スコアボード(全面使用)の中「3,000円」を「3,050円」に改め、同部スコアボード(得点及びカウント表示のみ使用)の中「1,500円」を「1,520円」に改め、同部放送設備の中「1,000円」を「1,010円」に改める。

別表第4の2(2)の表中「85,200円」を「86,770円」に、「59,200円」を「60,290円」に、「355,200円」を「361,770円」に、「195,200円」を「198,810円」に、「4,850円」を「4,940円」に、「4,540円」を「4,620円」に改める。

「

3,600円	3,080円	2,050円
1,740円		
7,200円		
11,310円		
3,080円		

別表第4の3(1)の表中

1,540円	—	—
6,170円		
11,310円		
2,050円	3,080円	2,050円
1,020円		
4,110円		
11,310円		
1,020円	—	—
510円		
2,050円		
11,310円		

を

」

「

3,660円	3,140円	2,090円
1,780円		
7,330円		
11,520円		
3,140円	—	—
1,570円		
6,280円		
11,520円		
2,090円	3,140円	2,090円
1,040円		
4,190円		
11,520円		

に改める。

1,040円	—	—
520円		
2,090円		
11,520円		

」

別表第4の3(2)の表中「510円」を「520円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表第4の4の表中「300円」を「310円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第4の6の表中	「	610円	を	「	620円	に改める。
	610円	620円				
	100円	100円				
	1,230円	1,250円				
	1,230円	1,250円				
	200円	210円				
	」	」				

別表第4の7の表伊勢市民の場合の項中「300円」を「310円」に改め、同表伊勢市民でない場合の項中「610円」を「620円」に改める。

別表第4の8の1の表午前9時から正午までの項中「1,540円」を「1,570円」に、「6,170円」を「6,280円」に改め、同表午後1時から午後5時までの項中「2,160円」を「2,200円」に、「9,250円」を「9,420円」に改め、同表午後6時から午後9時までの項中「2,160円」を「2,200円」に、「10,800円」を「11,000円」に改め、同表午前9時から午後5時までの項中「3,080円」を「3,140円」に、「13,880円」を「14,140円」に改め、同表午後1時から午後9時までの項中「3,700円」を「3,770円」

に、「18,510円」を「18,850円」に改め、同表午前9時から午後9時までの項中「6,170円」を「6,280円」に、「23,140円」を「23,570円」に改める。

別表第4の8の1(2)の表照明設備の項中「460円」を「470円」に、「920円」を「940円」に改め、同表拡声設備の項中「560円」を「570円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第4の8の2の表1回の項中「300円」を「310円」に改める。

別表第4の9の表中「510円」を「520円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,180円」を「1,200円」改める。

別表第4の10の表午前8時から12時の項及び午後1時から6時の項中「510円」を「520円」に改め、同表午後6時から10時の項中「720円」を「730円」に改める。

別表第4の11の表中「1,020円」を「1,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第5の1の表中「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に、「610円」を「620円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表第5の2(1)の表バレーボールの項及びバトミントンの項中「200円」を「210円」に、「510円」を「520円」に改め、同表卓球(2面)の項中「200円」を「210円」に改め、同表備考2中「610円」を「620円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第5の2(2)の表放送設備一式の項中「200円」を「210円」に改める。

別表第5の3(1)の表アリーナの部全面の項中「150円」を「155円」に、「385円」を「390円」に、「770円」を「785円」に改め、同部部分の項中「125円」を「130円」に、「255円」を「260円」に改め、同表柔剣道場の部全面の項中「100円」を「105円」に、「255円」を「260円」に、

「510円」を「520円」に改め、同部柔道の項及び剣道の項中「125円」を「130円」に、「255円」を「260円」に改め、同表トレーニングルーム（1人）の項中「125円」を「130円」に、「255円」を「260円」に改める。

別表第5の3(2)の表放送設備の項及びステージの項中「2,050円」を「2,090円」に改める。

別表第5の3(3)の表アリーナの項中「6,680円」を「6,800円」に改める。

別表第5の4(1)アの表専用利用の項中「250円」を「260円」に、「(770円)」を「(780円)」に、「510円」を「520円」に、「(1,540円)」を「(1,570円)」に、「1,020円」を「1,040円」に、「(3,080円)」を「(3,140円)」に、「2,050円」を「2,090円」に、「(6,170円)」を「(6,280円)」に改め、同表部分利用（西側）の項中「(460円)」を「(470円)」に、「300円」を「310円」に、「(920円)」を「(940円)」に改め、同表部分利用（東側）の項中「(300円)」を「(310円)」に、「200円」を「210円」に、「(610円)」を「(620円)」に改める。

別表第5の4(1)イの表テント敷地利用料（1泊まで）の項中「510円（1,540円）」を「520円（1,570円）」に改める。

別表第5の4(2)の表放送設備の項中「2,050円」を「2,090円」に改め、同表キャンプ用品の部ガスコンロ（ガスボンベ付）の項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同部まな板及び包丁の項を削る。

（伊勢市御薊B&G海洋センター条例の一部改正）

第13条 伊勢市御薊B&G海洋センター条例（平成17年伊勢市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の部半面の項中「300円」を「310円」に、「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に改め、同部全面の項中「510円」を「520円」に、「720円」を「730円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,440

円」を「1,460円」に改め、同表プール（1人）の項を次のように改める。

プール（1人）	市内の者（高校生以上に限る。）	100円
	市外の者	210円

（伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正）

第14条 伊勢市やすらぎ公園プール条例（平成17年伊勢市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「300円」を「310円」に、「270円」を「280円」に改める。

別表3の表31,780円の項中「31,780円」を「32,370円」に、「10,590円」を「10,790円」に改める。

（伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正）

第15条 伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成17年伊勢市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表小俣小学校、明野小学校、倉田山中学校、厚生中学校、港中学校、五十鈴中学校、二見中学校、小俣中学校、御菌中学校、伊勢宮川中学校及び桜浜中学校の項中「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に改め、同表御菌小学校の部体育館（大）の項中「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に改め、同部体育館（小）の項中「510円」を「520円」に改め、同表上記以外の小学校及び中学校の項中「510円」を「520円」に改め、同表小俣中学校、二見中学校及び伊勢宮川中学校の項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表御菌小学校の項中「510円」を「520円」に改め、同表小俣中学校及び御菌中学校の項中「及び御菌中学校」を削り、「300円」を「310円」に改め、同表備考中「300円」を「310円」に改める。

別表第3の2の表会議室1の項中「940円」を「960円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「3,480円」を「3,550円」に、「300円」を「310円」に改める。

円」に改め、同表会議室2の項中「300円」を「310円」に、「420円」を「430円」に、「1,160円」を「1,180円」に改める。

(伊勢市福祉健康センター条例の一部改正)

第16条 伊勢市福祉健康センター条例（平成17年伊勢市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2 社会適応訓練室の項中「820円」を「830円」に、「1,330円」を「1,360円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「300円」を「310円」に改め、同表日常生活訓練室の項中「920」を「940」に、「1,440」を「1,460」に、「1,640」を「1,670」に、「4,010」を「4,080」に改め、同表調理実習室の項中「1,230」を「1,250」に、「1,850」を「1,880」に、「2,050」を「2,090」に、「5,140」を「5,230」に改め、同表集会室(1)の項及び集会室(2)の項中「820」を「830」に、「1,330」を「1,360」に、「1,540」を「1,570」に、「3,700」を「3,770」に、「300」を「310」に改め、同表娯楽室の項中「3,900」を「3,980」に、「6,370」を「6,490」に、「10,280」を「10,470」に、「20,570」を「20,950」に、「1,950」を「1,990」に改め、同表会議室(1)の項から会議室(3)の項までの規定中「720」を「730」に、「1,020」を「1,040」に、「1,330」を「1,360」に、「3,080」を「3,140」に、「300」を「310」に改める。

(伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正)

第17条 伊勢市ハートプラザみその条例（平成17年伊勢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項中「6,680円」を「6,810円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「25,710円」を「26,190円」に、「7,200」を「7,330」に、「10,280」を「10,470」に、「13,370」を「13,610」に、「30,850」を「31,420」に改め、同表教養娯楽室の項中「2,050」を「2,090」に、「3,080」を「3,140」に、「5,140」を「5,230」に、「10,280」を「10,470」

に改め、同表栄養指導室の項中「1,020」を「1,040」に、「1,540」を「1,570」に、「2,050」を「2,090」に、「4,620」を「4,710」に改め、同表保健会議室の項中「1,020」を「1,040」に、「2,050」を「2,090」に、「3,080」を「3,140」に、「6,170」を「6,280」に改め、同表生活相談室の項中「510」を「520」に、「610」を「620」に、「1,640」を「1,670」に改める。

(伊勢市老人福祉センター条例の一部改正)

第18条 伊勢市老人福祉センター条例（平成17年伊勢市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表二見老人福祉センターの表集会室の項中「3,080円」を「3,140円」に、「500円」を「520円」に改め、同表教養娯楽室の項及び調理実習室（栄養指導室）の項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表機能回復訓練室（健康相談室）の項及び運動指導室の項中「300円」を「310円」に、「1,020円」を「1,040円」に改め、同表生活相談室の項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表3中「200円」を「210円」に改める。

別表小俣老人福祉会館の表集会室の項中「2,050」を「2,090」に、「2,570」を「2,610」に、「610」を「620」に、「3,080」を「3,140」に、「920」を「940」に改め、同表2階小会議室の項中「1,020」を「1,040」に、「1,330」を「1,360」に、「300」を「310」に、「2,050」を「2,090」に、「610」を「620」に改める。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第19条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例（平成17年伊勢市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第20条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成17年伊勢市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（廃棄物減量等推進員）」に改める。

第18条第1項第1号中「1,000円」を「1,010円」に改める。

（伊勢市廃棄物投棄場条例の一部改正）

第21条 伊勢市廃棄物投棄場条例（平成17年伊勢市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表100kg以下の項中「200円」を「210円」に改め、同表201kg～300kgの項中「610円」を「620円」に改め、同表301kg～400kgの項中「820円」を「830円」に改め、同表401kg～500kgの項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表501kg～1,000kgの項中「2,050円」を「2,090円」に改め、同表1,001kg～1,500kgの項中「4,110円」を「4,190円」に改め、同表1,501kg～2,000kgの項中「6,170円」を「6,280円」に改め、同表2,001kg～2,500kgの項中「8,220円」を「8,380円」に改め、同表2,501kg～3,000kgの項中「10,280円」を「10,470円」に改め、同表3,001kg以上の項中「500kg増すごとに2,050円加算」を「10,470円に、500kgまでを増すごとに2,090円を加算した額」に改める。

（伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表2の表3.3平方メートル以下のものの項中「1,000円」を「1,040円」に改め、同表3.3平方メートルを超え6.6平方メートル以下のものの項中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表6.6平方メートルを超え9.9平方メートル以下のものの項中「3,000円」を「3,140円」に改め、同表9.9平方メートルを超えるものの項中「3,000円」を「3,140円」に、「500円」を「520円」に改める。

（伊勢市小俣納骨堂条例の一部改正）

第23条 伊勢市小俣納骨堂条例（平成17年伊勢市条例第133号）の一部を次

のように改正する。

第13条中「10,280円」を「10,470円」に改める。

(伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第24条 伊勢市地区コミュニティセンター条例(平成17年伊勢市条例第116号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表会議室1の項中「940円」を「960円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「3,480円」を「3,550円」に、「300円」を「310円」に改め、同表会議室2の項中「300」を「310」に、「420」を「430」に、「1,160」を「1,180」に改める。

別表第2の2の表1日当たりの項中「5,140円」を「5,230円」に改める。

(いせ市民活動センター条例の一部改正)

第25条 いせ市民活動センター条例(平成17年伊勢市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表ロッカーの項中「200円」を「210円」に改める。

別表第2の1の表多目的ホール(2階)の部全室の項中「7,410」を「7,550」に、「10,060」を「10,240」に、「12,710」を「12,940」に、「28,600」を「29,130」に、「2,640」を「2,690」に改め、同部1の項から4の項までの規定中「2,320」を「2,360」に、「3,170」を「3,230」に、「8,680」を「8,840」に、「840」を「850」に改め、同表ホール(1階)の項中「3,170」を「3,230」に、「4,760」を「4,850」に、「12,710」を「12,940」に、「1,260」を「1,280」に改め、同表A室の項中「1,680」を「1,710」に、「2,320」を「2,360」に、「6,350」を「6,470」に、「620」を「630」に改め、同表B室の項中「840」を「850」に、「1,160」を「1,180」に、「3,170」を「3,230」に、「300」を「310」に改める。

別表第2の2の表冷暖房1時間当たりの金額の項中「1,580円」を

「1,610円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「740円」を「750円」に、「520円」を「530円」に改める。

別表第2の3の表ピアノの項中「2,420円」を「2,470円」に改め、同表照明設備の部ピンスポットの項中「1,680」を「1,710」に改め、同部舞台照明の項中「3,170」を「3,230」に改め、同部サスペンションライトの項中「520」を「530」に改め、同部コンセントの項中「200」を「210」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部マイクロホンの項中「620」を「630」に改め、同部ワイヤレス装置の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部カセットデッキの項中「740」を「750」に改め、同部プレーヤーの項中「520」を「530」に改め、同表舞台設備等の部太鼓の項及び三味線の項中「520」を「530」に改め、同部ビデオプロジェクターの項中「3,170」を「3,230」に改め、同部OHPの項から映写機の項までの規定中「1,050」を「1,070」に改め、同表パネルの項中「200」を「210」に改める。

(伊勢市矢持会館条例の一部改正)

第26条 伊勢市矢持会館条例（平成22年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「740円」を「750円」に、「520円」を「530円」に、「620円」を「630円」に改める。

(伊勢市朝熊ふれあい会館条例の一部改正)

第27条 伊勢市朝熊ふれあい会館条例（平成18年伊勢市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,080円」を「3,140円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

(伊勢市隣保館条例の一部改正)

第28条 伊勢市隣保館条例（平成17年伊勢市条例第103号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表会議室の項中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に、「470円」を「480円」に、「620円」を「630円」に改め、同表大会議室の項中「300円」を「310円」に、「420円」を「430円」に、「520円」を「530円」に、「740円」を「750円」に、「940円」を「960円」に、「1,260円」を「1,280円」に改める。

(伊勢市農村環境改善センター条例の一部改正)

第29条 伊勢市農村環境改善センター条例（平成17年伊勢市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表1の表会議室の項中「1,140円」を「1,160円」に、「1,520円」を「1,550円」に、「4,180円」を「4,260円」に改め、同表生活研修室の項及び営農相談室の項中「300」を「310」に、「420」を「430」に、「1,160」を「1,180」に改める。

別表2の表1階会議室の項及び和室の項中「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,570」に改め、同表実習室の項中「1,640」を「1,670」に、「2,050」を「2,090」に、「510」を「520」に改め、同表多目的ホールの項中「8,220」を「8,380」に、「10,280」を「10,470」に、「2,360」を「2,410」に改め、同表2階会議室の項中「1,020」を「1,040」に、「1,330」を「1,360」に、「300」を「310」に改め、同表研修室の項中「1,230」を「1,250」に、「1,540」を「1,570」に改め、同表備考2中「2,050円」を「2,090円」に改め、同表備考3を削る。

(伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例の一部改正)

第30条 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例（平成18年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表1の表研修室の項中「510円」を「520円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

別表2の表ビデオプロジェクターの項及び拡声装置の項中「560円」を「570円」に改める。

(伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例の一部改正)

第31条 伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例（平成17年伊勢市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表1 箇月の項中「52,450円」を「53,420円」に改める。

(伊勢市漁港管理条例の一部改正)

第32条 伊勢市漁港管理条例（平成17年伊勢市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第1 備考3及び別表第2 備考4中「1.08」を「1.10」に改める。

(伊勢市産業支援センター条例の一部改正)

第33条 伊勢市産業支援センター条例（平成19年伊勢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表起業家支援室の項中「13,270」を「13,520」に改め、同表起業準備支援室Aの項中「4,320」を「4,400」に改め、同表起業準備支援室Bの項中「3,240」を「3,300」に改め、同表研修室の項から材料試験室の項までの規定中「1,080」を「1,100」に改め、同表実習室の項及び漆芸室の項中「530」を「540」に改め、同表作業実習室の項中「1,080」を「1,100」に改める。

(賓日館条例の一部改正)

第34条 賓日館条例（平成18年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大人の項中「300円」を「310円」に改める。

別表第2 伊勢市民の項中「15,420円」を「15,710円」に、「460円」を「470円」に、「7,710円」を「7,850円」に、「300円」を「310円」に、「2,310円」を「2,350円」に改め、同表伊勢市民でない者の項中「20,570

円」を「20,950円」に、「460円」を「470円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「300円」を「310円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

(伊勢市神社海の駅条例の一部改正)

第35条 伊勢市神社海の駅条例(平成18年伊勢市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 研修室の項及び会議室1の項中「300円」を「310円」に、「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,850円」を「1,880円」に改め、同表会議室2の項中「200円」を「210円」に、「510円」を「520円」に、「610円」を「620円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第2 研修室、会議室1及び2の項中「200円」を「210円」に改める。

(伊勢市労働福祉会館条例の一部改正)

第36条 伊勢市労働福祉会館条例(平成17年伊勢市条例第150号)の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「2,110円」を「2,150円」に、「3,170円」を「3,230円」に、「4,230円」を「4,310円」に、「8,600円」を「8,760円」に、「1,050円」を「1,070円」に改め、同表第1 会議室の項中「920円」を「940円」に、「1,460円」を「1,480円」に、「1,580円」を「1,610円」に、「3,170円」を「3,230円」に、「650円」を「670円」に改め、同表第2 会議室の項から第4 会議室の項までの規定中「650円」を「670円」に、「920円」を「940円」に、「1,050円」を「1,070円」に、「2,110円」を「2,150円」に、「520円」を「530円」に改める。

(サンライフ伊勢条例の一部改正)

第37条 サンライフ伊勢条例(平成17年伊勢市条例第151号)の一部を次のように改正する。

別表1の表研修室の項中「1,260円」を「1,280円」に、「1,680円」を「1,710円」に、「420円」を「430円」に改め、同表会議室の項中「1,800円」を「1,830円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「520円」を「530円」に改め、同表職業講習室の部Aの項及びBの項中「1,260円」を「1,280円」に、「1,680円」を「1,710円」に、「420円」を「430円」に改め、同表教養文化室の部Aの項及びBの項中「1,050円」を「1,070円」に、「1,580円」を「1,610円」に、「420円」を「430円」に改め、同表体育室の部体育使用の項中「2,110円」を「2,150円」に、「3,170円」を「3,230円」に、「520円」を「530円」に改め、同部集会使用の項中「4,230円」を「4,310円」に、「6,350円」を「6,470円」に、「1,050円」を「1,070円」に改め、同表トレーニング室の項中「200円」を「210円」に、「4,230円」を「4,310円」に改める。

別表2の表体育室の項中「200円」を「210円」に改める。

別表3の表11枚つづりの項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

(伊勢市吹上駐車場条例の一部改正)

第38条 伊勢市吹上駐車場条例（平成17年伊勢市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条中「8,470円」を「8,630円」に改める。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

第39条 伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表備考6中「1.08」を「1.10」に改める。

(伊勢市道路占用料徴収条例の一部改正)

第40条 伊勢市道路占用料徴収条例（平成17年伊勢市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

(伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正)

第41条 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成17年伊勢市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,760円」を「3,830円」に、「183円」を「190円」に改める。

別表第2備考4中「1.08」を「1.10」に改める。

別表第3土砂の項から砂利の項までの規定中「210円」を「220円」に改める。

(伊勢市上水道給水条例の一部改正)

第42条 伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第5項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第36条第1号中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第4号中「510円」を「520円」に改める。

別表第1の13ミリメートルの項中「43,200円」を「44,000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「86,400円」を「88,000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「162,000円」を「165,000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「416,880円」を「424,600円」に改め、同表50ミリメートルの項中「648,000円」を「660,000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「1,458,000円」を「1,485,000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「2,588,760円」を「2,636,700円」に改め、同表150ミリメートルの項中「5,822,280円」を「5,930,100円」に改める。

(伊勢市公共下水道条例の一部改正)

第43条 伊勢市公共下水道条例（平成17年伊勢市条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第44条 伊勢市病院事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(伊勢市コミュニティ消防センター条例の一部改正)

第45条 伊勢市コミュニティ消防センター条例(平成17年伊勢市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「840」を「850」に、「1,160」を「1,180」に、「3,480」を「3,550」に、「420」を「430」に改め、同表小会議室の項中「420」を「430」に、「520」を「530」に、「1,580」を「1,610」に、「200」を「210」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条中伊勢市立公民館使用料徴収条例別表3の表の改正規定(「伊勢市立小俣中央公民館」を「伊勢市立小俣公民館」に改める部分に限る。)、第8条中伊勢市生涯学習センター条例別表第2の1の表舞台設備及び備品の部長布団の項の改正規定及び同表映写設備の部移動型映像システムの項からオーバーヘッドカメラの項までを削る改正規定、第10条中伊勢市観光文化会館条例別表第2の1の表照明設備の部カラーフィルターの項を削る改正規定、同表舞台設備及び備品の部OHPの項を削る改正規定及び同表音響設備及び備品の部DATプレーヤーの項を削る改正規定、第12条中伊勢市体育施設条例別表第5の4(2)の表キャンプ用品の部まな板及び包丁の項を削る改正規定、第15条中伊勢市立学校施設の開放に関する条例別表第3の1の表小俣中学校及び御薊中学校の項の改正規定(「及び御薊中学校」を削る部分に限る。)、第20条中伊勢市廃棄物の

減量及び適正処理に関する条例第9条の改正規定並びに第29条中伊勢市農村環境改善センター条例別表2の表備考3を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この条例(第20条及び第21条を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、次条から附則第6条までの規定に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料等について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料等については、なお従前の例による。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第19条の規定による改正後の伊勢市休日・夜間応急診療所条例の規定は、施行日以後に受けた診療等に係る診療料等について適用し、同日前に受けた診療等に係る診療料等については、なお従前の例による。

(伊勢市上水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第42条の規定による改正後の伊勢市上水道給水条例第29条第2項及び第5項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金(施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたとき

は、これを1月とする。

(伊勢市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第43条の規定による改正後の伊勢市公共下水道条例別表の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第44条の規定による改正後の伊勢市病院事業の設置等に関する条例の規定は、施行日以後に受けた診療等に係る診療報酬等について適用し、同日前に受けた診療等に係る診療報酬等については、なお従前の例による。

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例

伊勢市行政組織条例（平成18年伊勢市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「産業観光部」を「産業観光部
国体推進局」に改める。

第 3 条の表総務部の項第 4 号を次のように改める。

- (4) 情報化の推進に関する事務のうち市の機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

第 3 条の表総務部の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (11) その他市の行政一般に関すること。

第 3 条の表総務部の項第12号を削り、同表情報戦略局の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 情報化の推進に関すること（他の部及び局の所管に属するものを除く。）。

第 3 条の表情報戦略局の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 行財政改革の推進に関すること。

第 3 条の表産業観光部の項の次に次のように加える。

国体推進局

- (1) 第76回国民体育大会に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。
(2) 第21回全国障害者スポーツ大会に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。

第 3 条の表上下水道部の項第 1 号中「他の部」の次に「及び局」を加え

る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市市民公益活動促進委員会の項中「。次項において同じ」を削り、同部伊勢市活性化活動事業補助金審査会の項を削り、同部伊勢市人権映画祭選考委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市路上喫煙対策審議会	路上等における喫煙対策に関する重要事項についての調査審議に関すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 関係団体の代表者 (4) 関係行政機関の職員 (5) その他市長が必要と認める者	1年
--------------	-------------------------------------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------	----

別表第1教育委員会の部名勝二見浦保存管理計画運営委員会の項の次に次のように加える。

旧賓日館保存整備委員	旧賓日館の保存及び整備に関する	5人以上	(1) 学識経験を有する	2年
------------	-----------------	------	--------------	----

会	る事項について の調査審議に関 すること。	者 (2) その他 教育委員会 が必要と認 める者
---	-----------------------------	---------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。
別表名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

旧賓日館保存整備委員会の委員	日額	10,000 円
----------------	----	----------

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

伊勢市空家等対策協議会条例（平成28年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「9人以内」を「15人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される伊勢市空家等対策協議会の委員の任期は、伊勢市空家等対策協議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成32年11月27日までとする。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 5 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項の見出し中「平成 31 年 3 月」を「平成 32 年 3 月」に改め、同項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市文化財保護条例の一部を改正する条例

伊勢市文化財保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項ただし書、第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 2 項並びに第 38 条第 1 項ただし書中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第 44 条第 3 項中「学識経験のある者及び関係行政機関の職員」を「文化財に関して優れた識見を有する者」に改める。

第 51 条中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「、保証人」を削り、「、令第8条から第12条まで」を「及び令第8条から第11条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この条例による改正前の第15条第3項（保証人に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第13条第1項、令第8条から第12条まで」とあるのは、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の令第8条」とする。

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立保育所しらとり園の項中「60人」を「80人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市障害児放課後等支援施設条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市障害児放課後等支援施設条例

(設置)

第1条 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいい、障害児である者が18歳に達した日以後継続して高等学校又は特別支援学校に在学している場合における当該者（20歳に満たない者に限る。）を含む。以下同じ。）の家族の就労支援及び一時的な休息のため、当該障害児の日中における活動の場を確保することにより、障害児及びその家族の福祉の増進を図るため、伊勢市障害児放課後等支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フレンズ
- (2) 位置 伊勢市御薊町長屋2767番地

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定による日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理に関する事務のうち、市長の
みの権限に属する事務を除く業務
(開館時間)

第6条 施設の開館時間は、午後1時30分から午後6時までとする。ただし、施設を利用している者（以下「利用者」という。）が在学する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の学年始、夏季、秋季、冬季及び学年末の休業日の開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用者の範囲)

第8条 施設を利用することができる者は、市内に住所を有する日中一時支援事業の利用の決定に係る障害児で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学しているものとする。

(利用の承諾)

第9条 施設を利用しようとする障害児の保護者（親権を行う者、未成年

後見人その他の者で、障害児を現に監護するものをいう。以下同じ。) は、あらかじめ、指定管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。

(利用の不承諾)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承諾をしないことができる。

- (1) 利用者の数が定員に達しているとき。
- (2) 感染性の疾病その他の理由により他の利用者に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用の承諾の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の承諾を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消し、又は施設の利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 当該承諾に係る利用者が、前条第2号の規定に該当するに至ったとき。
- (2) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第12条 第9条の承諾を得て施設を利用した障害児の保護者は、利用料金を指定管理者が別に定める納期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免又は納付の猶予)

第13条 指定管理者は、特別の事由があると認めたときは、利用料金を減

免し、又はその納付を猶予することができる。

(損害賠償)

第14条 施設を利用する者は、故意又は過失により施設の建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正)

2 伊勢市ハートプラザみその条例（平成17年伊勢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) フレンズ

第5条ただし書中「第3条第4号」を「第3条第4号及び第5号」に改める。

第7条第2号ア中「伊勢市おひさま児童園」を「伊勢市おひさま児童園及びフレンズ」に改める。

第8条第1項中「(以下「施設」という。)」を削り、「午前9時から午後5時まで」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 御菌老人福祉センター、伊勢市御菌保健センター及び伊勢市御菌
こども広場 午前9時から午後5時まで

(2) 伊勢市おひさま児童園 午前9時から午後5時30分まで

- (3) フレンズ 午後 1 時30分から午後 6 時まで（フレンズを利用して
いる者が在学する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の学
年始、夏季、秋季、冬季及び学年末の休業日にあつては、午前 8 時
30分から午後 4 時30分まで）

第 9 条の 2 の見出し中「伊勢市おひさま児童園」を「伊勢市おひさま
児童園及びフレンズ」に改め、同条中「伊勢市おひさま児童園」を
「次の各号に掲げる施設」に、「伊勢市こども発達支援施設条例（平成
28年伊勢市条例第32号）の」を「当該各号に」に改め、同条に次の各
号を加える。

- (1) 伊勢市おひさま児童園 伊勢市こども発達支援施設条例（平成28
年伊勢市条例第32号）
- (2) フレンズ 伊勢市障害児放課後等支援施設条例（平成31年伊勢市
条例第 9 号）

別表（第12条関係）

区分		利用料金	
重度	利用時間が 8 時間以上	日額	750 円
	利用時間が 6 時間以上 8 時間未満	日額	600 円
	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満	日額	450 円
	利用時間が 2 時間以上 4 時間未満	日額	300 円
	利用時間が 2 時間未満	日額	150 円
中度	利用時間が 8 時間以上	日額	625 円
	利用時間が 6 時間以上 8 時間未満	日額	500 円
	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満	日額	375 円
	利用時間が 2 時間以上 4 時間未満	日額	250 円
	利用時間が 2 時間未満	日額	125 円

軽度	利用時間が 8 時間以上	日額	500 円
	利用時間が 6 時間以上 8 時間未満	日額	400 円
	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満	日額	300 円
	利用時間が 2 時間以上 4 時間未満	日額	200 円
	利用時間が 2 時間未満	日額	100 円
食事提供加算	1 日につき 1 回		42 円
送迎加算	片道につき		54 円

備考

- 1 この表において「重度」とは、その障害の程度が障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「省令」という。）第 1 条第 5 号から第 7 号までに掲げる区分に該当する程度に相当する程度をいう。
- 2 この表において「中度」とは、その障害の程度が省令第 1 条第 3 号又は第 4 号に掲げる区分に該当する程度に相当する程度をいう。
- 3 この表において「軽度」とは、その障害の程度が重度及び中度に該当しない程度をいう。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「58万円」を「61万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条及び第22条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部を改正する条例

伊勢市二見浦海水浴場施設条例（平成17年伊勢市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条の表二見浦レストハウスの項を削る。

第3条から第5条までを次のように改める。

（利用期間及び利用時間）

第3条 二見浦サマービーチハウスの利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 利用期間 6月1日から9月30日までの間で市長が定める期間
- (2) 利用時間 午前9時から午後5時まで

2 二見浦海水浴場駐車場は、常時利用することができる。

（禁止行為）

第4条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがある行為
- (2) 他の利用者の利用を妨げる行為
- (3) 施設の建物、設備又は附属器具を損傷するおそれがある行為
- (4) 物品の販売、募金、広告その他これらに類する行為（市長の許可をあらかじめ受けてするものを除く。）
- (5) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（使用料）

第5条 施設の使用料は、無料とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表産業建設委員会の項中「産業観光部」の次に「、国体推進局」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」

を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第20項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限

		る。)
	送付	送付又は伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成31年伊勢市第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の伊勢市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則

第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4を次のように改める。

- 4 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と

読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第1備考6中「(法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)」を削り、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者は、市民税所得割額が非課税である者とみなす。

6 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以

外の市の区域内に住所を有する者とみなして、市民税所得割額を算定するものとする。

別表第2備考5を次のように改める。

- 5 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第2中備考8を備考10とし、備考7を備考9とし、備考6を備考8とし、備考5の次に次のように加える。

6 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者は、市民税所得割額が非課税である者とみなす。

7 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市の区域内に住所を有する者とみなして、市民税所得割額を算定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考4の改正規定及び別表第2備考5の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1備考5及び備考6並びに別表第2備考6及び備考7の規定は、平成30年9月1日以後の利用に係る利用者負担額から適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1備考4及び別表第2備考5の規定は、平成31年4月1日以後の利用に係る利用者負担額から適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則等を廃止する規則

をここに公布する。

平成 31 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則等を廃止する
規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則（平成29年伊勢市規則第47号）
- (2) 伊勢市ごみ分別啓発PRキャラクター着ぐるみ製作業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第29号）
- (3) 伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第23号）
- (4) 伊勢市立大世古保育所移管先選定委員会規則（平成29年伊勢市規則第66号）
- (5) 伊勢市障害者相談支援センター運営事業者選定委員会規則（平成29年伊勢市規則第45号）
- (6) 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則（平成29年伊勢市規則第44号）
- (7) 伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第31号）
- (8) 伊勢フットボールヴィレッジ活用促進事業業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第2号）
- (9) 伊勢市観光PR動画制作及びデジタルマーケティング等業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第7号）
- (10) 伊勢市観光パンフレットデータ作成業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第25号）
- (11) 伊勢市地域公共交通再編調査等業務受託者選定委員会規則（平成30年伊勢市規則第24号）

(12) 伊勢市高向小俣線新宮川橋（仮称）橋梁予備設計及び河川影響検討
業務受託者選定委員会規則（平成 30 年伊勢市規則第 27 号）

(13) 伊勢市指定金融機関選定委員会規則（平成 29 年伊勢市規則第 43
号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表総務部の部総務課の項中「情報推進係」を「電算管理係」に改め、同表情報戦略局の部情報調査室の項中「情報調査室」を「情報政策課」に、「行革係 公共施設マネジメント係」を「ICT推進係」に改め、同部企画調整課の項中「企画調整係」を「企画調整係 行革係 公共施設マネジメント係」に改め、同表産業観光部の部農林水産課の項中「農林係 耕地係」を「農業振興係 農林基盤整備係」に改め、同部観光振興課の項中「スポーツイベント係」を削り、同部国体推進課の項を削り、同部の次に次のように加える。

国体推進局

国体総務課 総務係 広報企画係

国体競技課 競技第一係 競技第二係

第3条の表都市整備部の部用地課の項中「用地係 財産管理係 境界係」を「用地係 境界係」に改める。

第5条の表総務部の部総務課の款情報推進係の項中「情報推進係」を「電算管理係」に改め、同項第1号中「行政情報化の企画及び調整」を「住民基本台帳制度その他の法律に基づく制度に係る情報システムの整備及び管理」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同款電算システム係の項を次のように改める。

電算システム係

(1) 行政情報システムの整備及び管理に関すること。

(2) 情報通信ネットワークの整備及び管理に関すること。

第5条の表情報戦略局の部情報調査室の款中「情報調査室」を「情報政策課」に改め、同款調査統計係の項第8号中「室」を「課」に改め、同款行革係の項及び公共施設マネジメント係の項を削り、同款に次のように加える。

ICT推進係

- (1) ICTの活用の推進に関すること。
- (2) 官民データの活用の推進に関すること。

第5条の表情報戦略局の部企画調整課の款企画調整係の項第9号中「他課及び室」を「他課」に改め、同款に次のように加える。

行革係

- (1) 行財政改革に関する基本的な事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 行政改革推進委員会に関すること。

公共施設マネジメント係

- (1) 公共施設等総合管理計画に関すること。

第5条の表産業観光部の部農林水産課の款農林係の項中「農林係」を「農業振興係」に改め、同項第1号中「農林業」を「農業」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号中「農林関係団体」を「農業関係団体」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号中「農林業」を「農業」に改め、同号を同項第9号とし、同款耕地係の項中「耕地係」を「農林基盤整備係」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 林業に関すること。

第5条の表産業観光部の部観光振興課の款観光企画係の項第3号中「観光関係団体（市内）」を「観光関係団体」に改め、同款観光イベント係の項第2号中「観光イベント」を「集客スポーツイベント」に改め、

同項に次の 1 号を加える。

- (3) その他観光イベントに関すること。

第 5 条の表産業観光部の部観光振興課の款スポーツイベント系の項を削り、同部国体推進課の款を削り、同部の次に次のように加える。

国体推進局

国体総務課

総務係

- (1) 第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「国体等」という。）の総合調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。
- (2) 国体等に係る実行委員会に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。
- (4) 局の庶務に関すること。
- (5) 局内の調整に関すること。
- (6) 局内他課の主管に属しないこと。

広報企画係

- (1) 国体等に係る広報に関すること。
- (2) 国体等に係る市民の活動に関すること。

国体競技課

競技第一係

- (1) 国体等の競技運営に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。
- (2) 国体等に係る宿泊、衛生、交通等に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

競技第二係

- (1) 国体等の競技運営に関すること（競技第一係及び教育委員

会の所管に属するものを除く。)

第5条の表都市整備部の部用地課の款用地係の項第1号中「買収」を「取得」に改め、同項第4号中「公共用地・代替地取得事業（土地取得特別会計）」を「土地取得特別会計」に改め、同項に次の4号を加える。

- (6) 公有財産（公営企業の財産を除く。以下同じ。）の調査及び登記事務並びに処分の検討に関する事。
- (7) 未登記財産の処理指導に関する事。
- (8) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 地価公示台帳の閲覧に関する事。

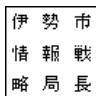
第5条の表都市整備部の部用地課の款財産管理係の項を削り、同款境界係の項第2号を削り、同款地籍調査係の項第3号を削る。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

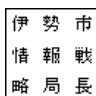
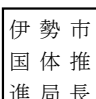
別表局長印の項中

「

	れい 書	方21	局長名の文書	企画調 整課長	1
-------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----	--------	------------	---

を

「

	れい 書	方21	局長名の文書	企画調 整課長	1
	れい 書	方21	局長名の文書	国体総 務課長	1

に

改め、同表課長印の項中

伊勢市健康福祉部 子ども課 長之印	れい 書	方21	口座振替停止依 頼書	こども 課長	1
伊勢市健康福祉部 高齢者支援課 長之印	れい 書	方21	預金口座振替納 付書送付明細	高齢者 支援課 長	1

を

伊勢市健康福祉部 高齢者支援課 長之印	れい 書	方21	預金口座振替納 付書送付明細	高齢者 支援課 長	1
伊勢市健康福祉部 子ども課 長之印	れい 書	方21	口座振替停止依 頼書	こども 課長	1

に

改め、同表出納員印の項中

情報調査室の所管事務に係る諸収入金の収納	情報調査室長	1
----------------------	--------	---

を

情報政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	情報政策課長	1
----------------------	--------	---

に、

国体推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体推進課長	1
----------------------	--------	---

を

「

国体総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体総務課長	1
国体競技課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体競技課長	1

に改める。

」

(伊勢市行政改革推進委員会規則の一部改正)

第3条 伊勢市行政改革推進委員会規則（平成17年伊勢市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「情報戦略局情報調査室」を「情報戦略局企画調整課」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第4条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表情報戦略局の部情報調査室の項を次のように改める。

情報政策課	課長	情報政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	情報政策課員
-------	----	----------------------	--------

別表産業観光部の部国体推進課の項を削り、同部の次に次のように加える。

国体推進局	国体総務課	課長	国体総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体総務課員
	国体競技課	課長	国体競技課の所管事務に係る諸収入金の収納	国体競技課員

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市活性化活動事業補助金審査会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

伊勢市活性化活動事業補助金審査会規則を廃止する規則

伊勢市活性化活動事業補助金審査会規則（平成29年伊勢市規則第9号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市路上喫煙対策審議会規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市路上喫煙対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市路上喫煙対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境生活部清掃課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第7条の見出しを「(調査)」に改める。

第9条中「保証人の連署した」及び「、資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の」を削る。

第10条中「と引換え」を「の提出があった後」に改める。

第11条中「借受人」を「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）」に改める。

第17条中「借受人又は保証人について」を「借受人は」に改め、「、借受人は」を削り、同条ただし書中「又は保証人」を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時		年 月 日 時		災害名			
被害の種類		1 世帯主の負傷 3 住居の半壊		2 住居の全壊 4 家財の損害		被害場所	
返す方法		年 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)	
借入申込者について	フリガナ氏名			男・女		年 月 日生 (歳)	
	フリガナ現住所			(方)		郵便番号 電話番号	
	本籍			勤務先の名称と所在地			
	職業						
氏名		世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
収入合計				円	支出合計	円	

資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護	年 月 日より受給(生住教医)			
	負債	(内容) (金額) 円					
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況			(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無			(有・無)				
資金の用途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	円	
		に	円	災害援護資金で		円	
		に	円	手持資金で		円	
		に	円	その他()で		円	
		に	円				
被災時の具体的状況					負傷	全治	箇月
住居の被害		(1) 全壊 (2) 半壊					
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	

被害 の 状 況	被害 家 財 の 被 害				

				合	計	
貸付金の交付方法	1 指定の金融機関の預金口座（本人名義）への振込み		2 現金で手渡し			
<p>上記のとおり災害援護資金の貸付けを申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p>						

※ 印欄は記入しないでください。

第 号

年 月 日

様

伊勢市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定しましたので、通知します。

記

貸付番号	第	号				
貸付金額		円				
措置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年	賦				
利子	年	パーセント				

貸付金交付日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

振込みの場合は、借用書の提出から2週間以内に振り込みます。

2 交付の方法

3 持参するもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたの印鑑証明書
- (5) 貸付金の交付を振込みによって行う場合は、指定する金融機関の口座が分かるもの（通帳の写し等）

様式第5号を次のように改める。

貸付決定番号第 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借 用 金 額 円

利 子 年 パーセント

据 置 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

償 還 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

償 還 方 法

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

借 受 人
住 所 名
氏 名

Ⓔ

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第13条関係）

<p>償還金支払猶予申請書</p> <p>下記のとおり償還金の支払猶予を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 住 所 氏 名 ⑩</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第10号を次のように改める。

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を受けたいので、申請します。

年 月 日

借 受 人
住 所 名
氏

印

(宛先) 伊勢市長

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 13 号から様式第 16 号までを次のように改める。

様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年 賦	償還期限	年 月 日	償還済額	円	
				償還未済額	円	
免除申請額	円（償還未済額の 全部 一部）					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ	-----		男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名					
	現住所					
	本 籍					
	借受人との関係		職 業			
	勤務先及び所在地					
そ借の受相人続又は人は	フリガナ	-----		男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名					
	現住所		借受人との続柄			
	職 業		勤務先及び所在地			
<p>上記のとおり災害援護資金の償還の免除を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p>						

第 号

年 月 日

様

伊勢市長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたので、通知します。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金が更に加算されます。

第 号

年 月 日

様

伊勢市長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたので、通知します。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号 (第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借 受 人	氏 名		住 所
○で囲むこと。 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他		(異動の内容)	
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動がありましたので、届け出ます。 年 月 日 借 受 人 (又は同居の親族) 住 所 氏 名 (宛先) 伊勢市長			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この規則による改正前の第6条、第9条、第17条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第7号、様式第10号、様式第13号及び様式第16号の規定は、なおその効力を有する。

伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市障害児放課後等支援施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市障害児放課後等支援施設条例（平成31年伊勢市条例第9号）第15条の規定に基づき、伊勢市障害児放課後等支援施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 施設の定員は、10人とする。

(苦情の解決)

第3条 市長は、施設の事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、施設に苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則を廃止する規則

伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則(平成 18 年伊勢市規則第 47 号)
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条—第11条」を「第8条—第11条の2」に、「第11条の2—第11条の9」を「第11条の2の2—第11条の9」に改める。

第11条第1項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第11条の2を第11条の2の2とする。

第3章中第11条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第11条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の

区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合について

では、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

第11条の4第1項第5号中「第11条の2第2項」を「第11条の2の2第2項」に改める。

第13条の2中「法第28条の5第1項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第11条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

本則の表中常時介護を要する状態の項中「10万5,290円」を「16万5,150円」に、「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,650円」を「8万2,580円」に、「2万8,600円」を「3万5,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 22 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第 3 号

伊勢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市文化財保護条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 3 号、第 14 条第 3 項及び第 16 条第 1 項第 1 号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

旧賓日館保存整備委員会規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

旧賓日館保存整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、旧賓日館保存整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文中「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び平日」を「別表第1のとおり」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前2項に定める開放の日時は、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	学校名	平日（プールにあつては、夏季休業日に限る。）	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（プールにあつては、夏季休業日に限る。）
体育館	全ての開放校	午後6時から 午後10時まで	午前8時から午後10時まで
照明設備のない運動場	全ての開放校	—	午前8時から午後6時まで
照明設備のある運動場	全ての開放校	午後7時から 午後10時まで	午前8時から午後10時まで
プール	全ての開放校	午前10時から 午後4時まで	午前10時から午後4時まで

テニスコート	小俣中学校	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 8 時（土曜日にあつては、 午後 6 時）から午後 10 時まで
	御菌中学校	—	午前 8 時から午後 6 時まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則

伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成20年伊勢市教育委員会規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき、学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 教育委員会は、法第47条の6第1項の規定に基づき、その所管に属する学校ごと（同項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に同項に規定する機関として学校運営協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、学校運営協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校（法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長又は園長（以下「校長等」という。）の意見を聴くものとする。

3 校長等は、教育委員会に対し、学校運営協議会の設置を申し出ることができる。

4 教育委員会は、学校運営協議会を置いたときは、その旨を対象学校の校長等に通知するものとする。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用してはならない。

3 委員は、学校運営協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来たす言動を行ってはならない。

4 委員は、前3項に規定するもののほか、委員としてふさわしくない行為を行ってはならない。

(委員の解任)

第6条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委員を解任することができる。

(1) 法第47条の6第2項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

2 対象学校の校長等は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第7条 学校運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、学校運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第8条 学校運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 学校運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 学校運営協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 学校運営協議会の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、公開しないことができる。

(1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議する場合

(2) その他特別の事情により学校運営協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校の運営に関する基本的な方針)

第10条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校の経営計画に関すること。

(2) 学校の組織の編成に関すること。

(3) 学校の予算の編成及び執行に関すること。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長等は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基本的な方針（次条において「学校運営に関する基本的な方針」という。）を作成するものとする。

(学校の職員の任用に関して意見を述べることができる事項)

第11条 法第47条の6第7項に規定する対象学校の職員の任用に関して教

育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

（意見の聴取）

第12条 学校運営協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長等の意見を聴くものとする。ただし、同条第6項の規定により対象学校の校長等に対して意見を述べようとするときは、この限りでない。

（学校運営協議会への委任）

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が学校運営協議会に諮って定める。

（情報の提供）

第14条 教育委員会及び対象学校の校長等は、学校運営協議会に対し、その所掌事務の遂行のために必要な情報の提供に努めなければならない。

（教育委員会による報告の徴収等）

第15条 教育委員会は、学校運営協議会の適正な運営を確保するため、学校運営協議会に対し、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

（委任）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市経営戦略会議規程（平成17年伊勢市訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 国体推進局長

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 (1) の表中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項及び22の項を削り、23の項を20の項とし、24の項を21の項とし、25の項を22の項とし、26の項を削る。

別表第 2 の 4 (2) の表中「情報調査室」を「情報政策課」に改め、同表事項の項中「室長」を「課長」に改め、同表 1 の項中「定例軽易」を「定例的かつ軽易」に改め、同表 2 の項及び 3 の項を削り、同表 4 の項を同表 2 の項とし、同表 5 の項から 8 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表 9 の項中「公共施設等総合管理計画」を「ICTの活用の推進」に、「定例軽易」を「定例的かつ軽易」に改め、同項を同表 7 の項とし、同表に次のように加える。

8 官民データの活用 の推進に関するこ と。	特 に 重 要	重要	軽易	定 例 的 か つ 軽 易	
------------------------------	------------	----	----	---------------------	--

別表第 2 の 4 (3) の表に次のように加える。

3 行財政改革に関する基本的な処理	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	
4 行財政改革の進行管理		重要	輕易	定例的かつ輕易	
5 公共施設等総合管理計画に関すること。	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	

別表第2の6(2)の表27の項から30の項までの規定中「進達」を「受理、審査及び送付」に改め、同表に次のように加える。

31 年金生活者支援給付金に関すること。				○	
----------------------	--	--	--	---	--

別表第2の7(5)の表を削る。

別表第2中10の表を11の表とし、9の表を10の表とする。

別表第2の8(6)の表1の項中「買収」を「取得」に改め、同表4の項から6の項までを次のように改める。

4 土地開発基金（積立金）及び債権の管理に関すること。				○	
5 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	
6 普通財産の引継ぎに関すること。				○	

別表第2中8の表を9の表とし、7の表の次に次の1表を加える。

8 国体推進局

(1) 国体総務課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	課長	
1 第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「国体等」という。）の総合調整、広報及び市民の活動に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(2) 国体競技課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	課長	
1 国体等の競技運営、宿泊、衛生、交通等に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

（伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正）

第3条 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成17年伊勢市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各課長」を「各課長若しくは室長」に改める。

（伊勢市文書管理規程の一部改正）

第4条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第5条」を「第4条」に、「第23条」を「第21条」

に改める。

別表第1情の項中「情報戦略局情報調査室」を「情報戦略局情報政策

課」に改め、同表中

国体	産業観光部国体推進課
----	------------

を

国総	国体推進局国体総務課
国競	国体推進局国体競技課

に改める。

(伊勢市契約審査委員会規程の一部改正)

第5条 伊勢市契約審査委員会規程(平成17年伊勢市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 危機管理部長
- (4) 情報戦略局長
- (5) 環境生活部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 産業観光部長
- (8) 国体推進局長
- (9) 都市整備部長
- (10) 上下水道部長
- (11) 教育委員会事務局事務部長

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、

公表の日から施行する。

臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のよう
に定める。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

臨時的任用職員の取扱いに関する規程（平成17年伊勢市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

- (4) 臨時職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する8日の範囲内の期間

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

平成31年 3 月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第 19 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 35 条の 2 第 3 号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程中第 35 条の 2 第 3 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 6 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規程による改正後の伊勢市上水道給水条例施行規程第 35 条の 2 第 3 号の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受諾者選定委員会規程

を廃止する規程を次のように定める。

平成31年 3月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会
規程を廃止する規程

伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程
(平成30年伊勢市上下水道事業管理規程第5号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第 2 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項の見出し中「平成 31 年 3 月」を「平成 32 年 3 月」に改め、同項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程等の一部を改正する規程

を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第3号

市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程等の一部を改正する
規程

(市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程(平成29年伊勢市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経営推進部総務課」を「経営推進部経営企画課」に改める。

(市立伊勢総合病院地域医療支援委員会規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院地域医療支援委員会規程(平成29年伊勢市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経営推進部地域医療連携課」を「経営推進部医療事務課」に改める。

(市立伊勢総合病院院内事故調査委員会規程の一部改正)

第3条 市立伊勢総合病院院内事故調査委員会規程(平成29年伊勢市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経営推進部総務課」を「経営推進部経営企画課」に改める。

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第4条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項各号を次のように改める。

- (1) 経営企画課 経営係 人事厚生係 施設係
- (2) 医療事務課 医事係 電算システム係 地域医療連携係

第6条の2第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 院内感染の予防に関すること。
- (3) 院内感染の実態把握及び介入に関すること。

第6条の2に次の1号を加える。

(4) その他医療に係る安全管理及び院内感染対策に関すること。

第7条の表経営企画課の部企画係の項を削り、同部経営係の項中第9号及び第10号を削り、第8号を第10号とし、第1号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 病院事業の経営戦略等に係る企画、立案及び調整に関すること。

(2) 病院改革プランに関すること。

第7条の表経営企画課の部経営係の項に次の3号を加える。

(11) 広報に関すること。

(12) 医療情報と経営情報との一体的管理及びこれらの活用に関すること。

(13) その他病院経営に関すること。

第7条の表経営企画課の部に次のように加える。

人事厚生係

(1) 組織及び職員の定数に関すること。

(2) 職員の人事及び服務に関すること。

(3) 職員の給与及び福利厚生に関すること。

(4) 医師、看護師等の確保に関すること。

(5) 職員の人材育成に関すること。

(6) 安全衛生及び公務災害に関すること。

(7) 労働組合に関すること。

(8) 院内保育所に関すること。

(9) 院内事務の連絡調整に関すること。

(10) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(11) 公印に関すること。

(12) 公告式及び公示に関すること。

(13) 文書の收受、配布及び発送に関すること。

- (14) 訴訟に関する事。
- (15) 院内ボランティア活動に関する事。

施設係

- (1) 病院施設、設備及び附帯設備の管理に関する事。
- (2) 物品、備品、診療材料等の購入及び管理に関する事。
- (3) 工事請負、物品購入、業務委託等の入札及び契約に関する事。
- (4) 防災計画及び防災訓練に関する事。
- (5) 公用車の管理に関する事。
- (6) 院内の秩序保持に関する事。
- (7) 廃棄物に関する事。

第7条の表総務課の部を削り、同表医療事務課の部に次のように加える。

地域医療連携係

- (1) 紹介患者の受入れに関する事。
- (2) 地域包括ケアに関する事。
- (3) 地域医療交流に関する事。
- (4) 病床機能報告に関する事。
- (5) 患者の医療相談及び苦情に関する事。
- (6) 紹介患者受入れ後の連絡調整に関する事。
- (7) 患者等に係る医療機関等との連絡調整に関する事。
- (8) 入退院の支援に関する事。
- (9) その他地域医療連携に関する事。

第7条の表地域医療連携課の部を削る。

第24条の見出しを「(科部長、科副部長、センター副長、医長及び医員)」に改め、同条第1項を次のように改める。

科に、科部長を置き、必要があるときは、科副部長、医長又は医員を

置くことができる。

第24条第2項中「科副部長」を「センター副長」に、「及び」を「又は」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「科副部長」の次に「、センター副長」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第5条 市立伊勢総合病院事務決裁規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の表11の項及び12の項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

別表2の表1の項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

(市立伊勢総合病院文書管理規程の一部改正)

第6条 市立伊勢総合病院文書管理規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表病総の項及び病地の項を削る。

(市立伊勢総合病院公印規程の一部改正)

第7条 市立伊勢総合病院公印規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長印の項、病院事業管理者印の部一般文書用の項、病院事業管理者職務代理人印の部一般文書用の項、院長印の項及び経営推進部長印の項中「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同表企業出納員印の部総務課諸収入金収納事務用の項中「総務課諸収入金収納事務用」を「経営企画課諸収入金収納事務用」に、「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同部駐車場使用料収納事務用の項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第 8 条 伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程
第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表医療技術部の部臨床工学室に勤務する職員の項中

「

日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時か ら午後 1 時 まで
----	--------------------------------------	--------------------------

を

」

「

日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時か ら午後 1 時 まで
早番	午前 8 時か ら午後 4 時 45 分まで	1 時間 と し、その時 限は業務の 実情に応じ て所属長が 定める。

に改め、同表看護部の部 4 の項

」

中

「

日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	1 時間と し、その時 限は業務の 実情に応じ て所属長が 定める。
----	--------------------------------------	---------------------------------------------------

を

」

「

日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	1 時間と し、その時 限は業務の 実情に応じ て所属長が 定める。
早番	午前 8 時か ら午後 4 時 45 分まで	1 時間と し、その時 限は業務の 実情に応じ て所属長が 定める。

に改め、同表経営推進部の項中

」

「地域医療連携課」を「医療事務課地域医療連携係」に改める。

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正)

第 9 条 伊勢市病院企業職員被服貸与規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「経営推進部総務課長」を「経営推進部経営企画課長」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第10条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4 病院企業医療職給料表の部3級の項に次の1号を加える。

3 事務分掌規程第24条に規定するセンター副長（以下「センター副長」という。）の職務

別表第4 病院企業医療職給料表の部4級の項に次の1号を加える。

3 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行うセンター副長の職務

別表第8 医師診療手当の部4の項中「及び科副部長」を「、科副部長及びセンター副長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市告示第20号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成31年3月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日
平成31年3月5日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
村松1（村松町）
河崎2（河崎2丁目）
- 4 調査期間
平成31年3月19日から平成32年3月31日まで

伊勢市告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

上地町中久保・湯田野組

2 規約に定める目的

本会は、会員との連絡を密にして、親睦と相互扶助を積極的に推進するとともに、地域の生活基盤の維持改善と福祉の向上を図ることを目的とする。

3 区域

本会の区域は、伊勢市上地町 2834 番地、2836 番地、2841 番地、2842 番地、2844 番地、2915 番地、2916 番地、2917 番地 2、2925 番地、2928 番地 1、2932 番地、2938 番地、2942 番地、2946 番地 2、2956 番地 1、2959 番地、2960 番地 2、2971 番地、2972 番地、2976 番地、2978 番地、2981 番地、2983 番地、2985 番地、3212 番地 1、3311 番地 2、3312 番地、3313 番地 2、3324 番地 1、3325 番地、3327 番地 2、3328 番地 1、3328 番地 5、3336 番地 1、3336 番地 2、3337 番地、3343 番地 1、3360 番地、3361 番地、3362 番地、3362 番地 3、3362 番地 4、3363 番地、3363 番地 1、3363 番地 2、3455 番地 2、3522 番地及び 3524 番地の区域

4 主たる事務所

伊勢市上地町 2945 番地 3 (中久保・湯田野組公民館)

5 代表者の氏名及び住所

中西 郁生

伊勢市上地町 2971 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任

の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

平成 31 年 3 月 22 日

伊勢市告示第 22 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成30年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

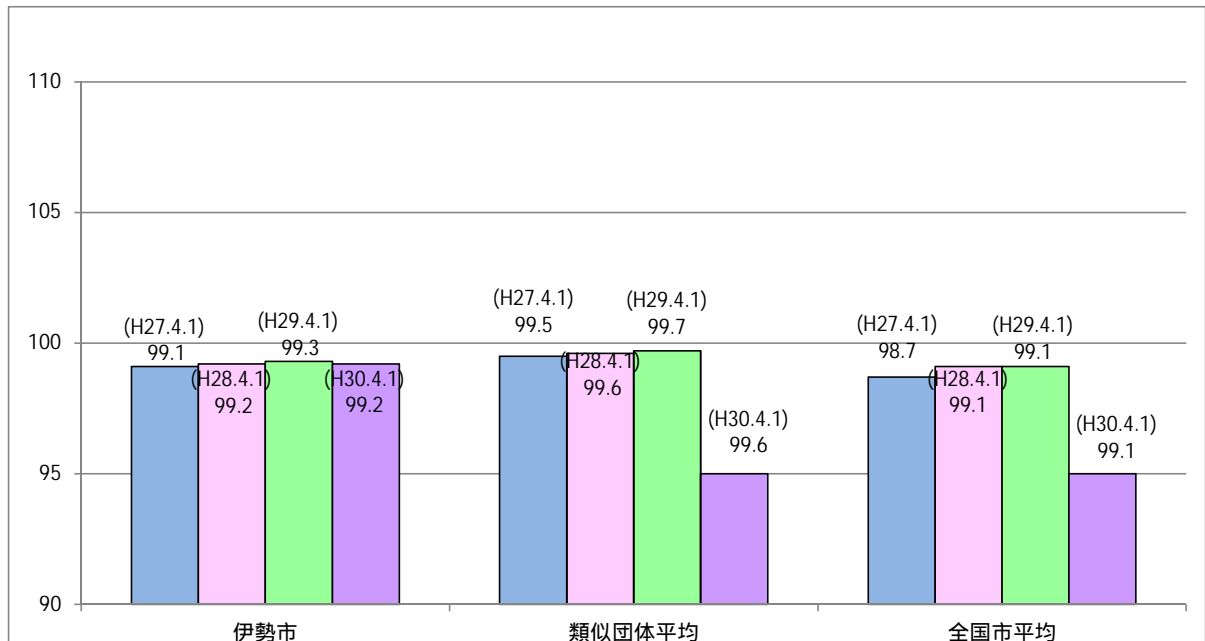
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度人件費率
29年度	人 127,791	千円 50,079,606	千円 449,382	千円 7,814,136	% 15.6	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 962	千円 3,564,728	千円 724,743	千円 1,410,981	千円 5,700,452	千円 5,926	千円 6,430

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成30年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

【**実施** 未実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.8 歳	328,100 円	389,877 円	352,044 円
三重県	44.2 歳	344,034 円	434,253 円	
国	43.5 歳	329,845 円		410,940 円
類似団体	42.3 歳	319,873 円	405,857 円	371,004 円

技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	49.1歳	106人	319,900円	347,376円	329,048円
うち用務員	54.8歳	10人	348,000円	366,100円	355,620円
うち清掃職員	51.6歳	40人	338,100円	376,393円	348,183円
うち学校給食調理員	43.5歳	22人	285,500円	304,077円	293,391円
三重県	53.9歳		382,943円	444,388円	
国	50.7歳	2,553人	286,817円		328,637円
類似団体	50.8歳	45人	332,400円	391,736円	371,947円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	189,200 円	179,200 円
	高校卒	156,800 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	154,000 円	154,900 円	- 円
消 防 職	大学卒	198,500 円	- 円	- 円
	高校卒	168,600 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成30年4月1日現在)

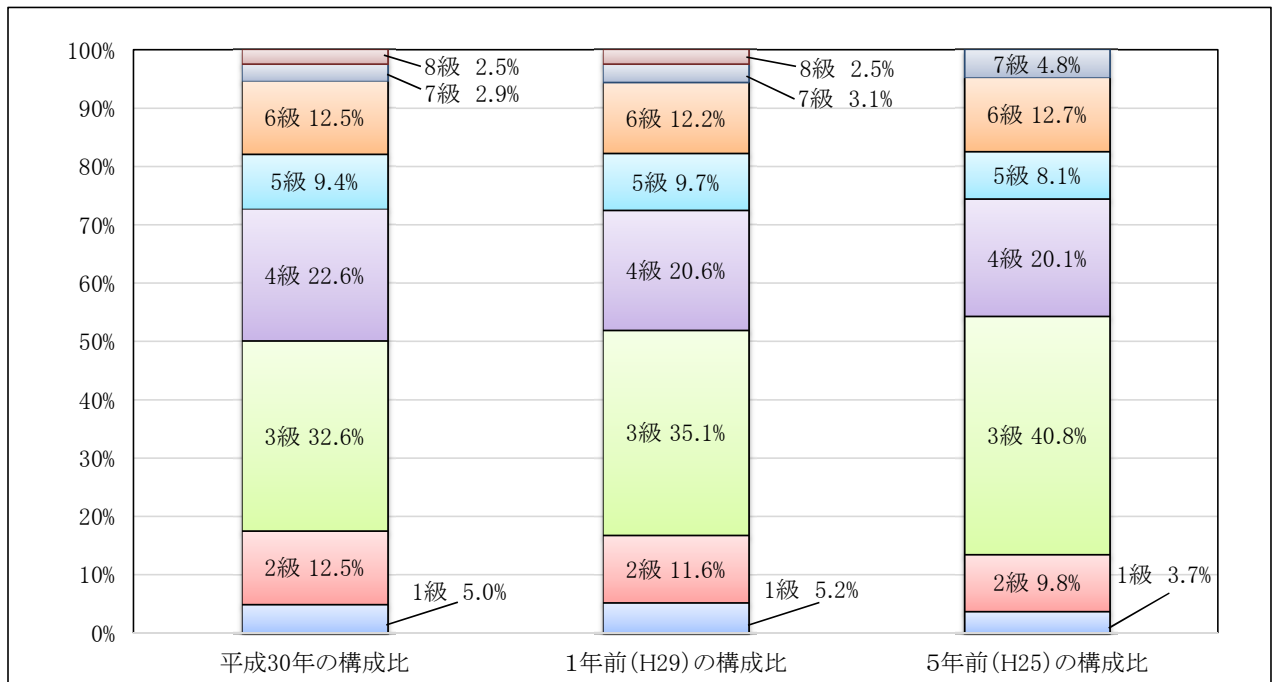
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,267 円	295,900 円	339,667 円
	高校卒	227,100 円	261,500 円	306,700 円
技能労務職	高校卒	218,300 円	258,200 円	288,600 円
	中学卒	195,300 円	231,600 円	284,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員	24 人	5.0 %
2 級	職員	60 人	12.5 %
3 級	主事	156 人	32.6 %
4 級	係長	108 人	22.6 %
5 級	課長補佐	45 人	9.4 %
6 級	課長	60 人	12.5 %
7 級	次長	14 人	2.9 %
8 級	部長	12 人	2.5 %
合 計		479 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,443 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,646 千円	-
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.715 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	5,119千円			
	(定年ほか)	21,495千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成29年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		1,822 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		260 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	2 人	20 %
六級地(三重県津市)	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		29,038 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		31,123 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		44.1 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	329,361 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	383 千円
支給実績(28年度決算)	310,722 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	363 千円

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・16～22歳の子に対し 5,000円加算	同じ		110,628 千円	243,139 円
住居手当	◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円	同じ		40,803 千円	289,380 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円) 交通用具(自転車等) 利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円	同じ 異なる	交通用具利用者 2km未満…支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,200円 10～15km未満 …7,100円 15～20km未満 …10,000円 20～25km未満 …12,900円 25～30km未満 …15,800円 30～35km未満 …18,700円 35～40km未満 …21,600円 40～45km未満 …24,400円 45～50km未満 …26,200円 50～55km未満 …28,000円 55～60km未満 …29,800円 60km以上…31,600円	56,807 千円	71,545 円
休日給	・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100	同じ		58,616 千円	454,386 円
夜間勤務手当	・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100	同じ		27,864 千円	185,762 円
管理職手当	・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円	異なる	・給料月額に対する 支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	60,612 千円	600,115 円
管理職員 特別勤務手当	(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異なる	(休祝日) ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (休祝日以外の日) ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	9,193 千円	91,021 円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報 酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期 末 手 当	市 長	(平成29年度支給割合) 4.4 月分	・役職加算 20%	
	副 市 長	4.4 月分	・役職加算 20%	
	教 育 長	4.4 月分	・役職加算 20%	
	議 長	(平成29年度支給割合) 3.3 月分	・役職加算 20%	
	副 議 長	3.3 月分	・役職加算 20%	
	議 員	3.3 月分	・役職加算 20%	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎	
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	200/100×在職年数×給料月額	任期毎	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成29年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	<ul style="list-style-type: none"> ・任期付保育士の採用による増(保育の体制強化) ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	総 務	157	155	2	
	税 務	46	47	▲ 1	
	民 生	243	217	26	
	衛 生	82	85	▲ 3	
	労 働	2	2	0	
	農 林 水 産	23	24	▲ 1	
	商 工 土 木	39	40	▲ 1	
	小 計	689	666	23	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.92人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 部 政 門	教 育	104	101	3	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直しなどによる増
	消 防	200	196	4	
	小 計	304	297	7	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	378	358	20	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、医療技術職の採用による増 ・業務の見直しなどによる増
	水 道	40	37	3	
	下 水 道	33	32	1	
	そ の 他	44	42	2	
	小 計	495	469	26	
合 計		1,488 [1,753]	1,432 [1,753]	56 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.44人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	79人	131人	130人	145人	162人	205人	196人	153人	143人	130人	6人	1,488人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	640	641	643	651	666	689	49 (7.7%)
教育	123	119	107	103	101	104	▲19 (▲15.4%)
消防	189	189	196	200	196	200	11 (5.8%)
普通会計計	952	949	946	954	963	993	41 (4.3%)
公営企業等会計計	438	448	469	467	469	495	57 (13.0%)
総合計	1,390	1,397	1,415	1,421	1,432	1,488	98 (7.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に 占める職員給与費比率
29年度	千円 2,198,906	千円 478,232	千円 205,698	% 9.4	% 10.5

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費76,069千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	38人	千円 145,777	千円 20,285	千円 58,562	千円 224,624	千円 5,911

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	45.03 歳	331,810 円	490,569 円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,541 千円		1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,443 千円	
(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.6(1.45) 月分 1.8(0.85) 月分		(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.6(1.45) 月分 1.8(0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(全体)	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額 (自己都合) 退職者なし (勸奨・定年) 退職者なし		1人当たり平均支給額 (自己都合) 5,119千円 (勸奨・定年) 21,495千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成29年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		1,116 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		41,319 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		73.0 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	6,877 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	202 千円
支給実績(28年度決算)	12,569 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	370 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,184 千円	235,636 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,585 千円	317,000 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,131 千円	84,611 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,384 千円	596,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	9 千円	8,500 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	3,250,324	249,446	154,833	4.8	6.1

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 97,637千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
29年度	33人	120,768	20,845	49,087	190,700	5,779

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	40.11 歳	322,109 円	490,537 円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,487 千円		1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,443 千円	
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6(1.45) 月分 勤勉手当 1.8(0.85) 月分 計 4.4(2.30) 月分		(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6(1.45) 月分 勤勉手当 1.8(0.85) 月分 計 4.4(2.30) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし	1人当たり平均支給額	(自己都合)	5,119千円
	(勸奨・定年)	退職者なし		(勸奨・定年)	21,495千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成29年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		30 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		2,990 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		30.3 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	9,003 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	310 千円
支給実績(28年度決算)	9,116 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	326 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,771 千円	274,810 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	633 千円	316,500 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,901 千円	93,592 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,484 千円	620,903 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	23 千円	15,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に 占める職員給与費比率
29年度	千円 6,726,932	千円 △287,309	千円 3,713,132	% 55.2	% 60.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,753千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 358人	千円 1,354,741	千円 634,645	千円 564,795	千円 2,554,181	千円 7,135

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医師	43.5 歳	571,423 円	1,339,722 円
	看護師	40.3 歳	299,889 円	450,010 円
	事務職	38.9 歳	319,169 円	444,371 円
事業者	70.0 歳		2,106,905 円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)		伊勢市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,560 千円		1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,443 千円	
(平成29年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
計 (1.45) 月分	(0.85) 月分	計 (1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

伊勢市(病院事業)		伊勢市(全体)	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	(自己都合) 8,882千円 (応募認定・定年) 25,859千円	1人当たり平均支給額	(自己都合) 5,119千円 (勸奨・定年) 21,495千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成29年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		42,586 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		967,854 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	16 %	45 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		328,742 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		908,128 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		15種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	月額 200,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 理事、医療部長、健診センター長 及び医療技術部長	月額 140,000円 月額 130,000円
		科部長及び科副部長 医長及び医員	月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する 医師及び歯科医師	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練 士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、 手術、人工透析業務に従事した 場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理 士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び 調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務 に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場 合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振 られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時 間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、 自宅等で待機をした場合	待機1回につき、1,200円。ただ し、次の各号に掲げる場合にあっ ては、当該各号に定める待機1回 につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び 夜間において入院治療を必要と する重症救急患者の医療を確保 するため、地域内の病院群が共 同連帯して輪番制方式により行 う事業の実施日をいう。以下同 じ。)の宿日直勤務が無い場合であ って、当番日に1月当たり3回以上 待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤 務が1回の場合であって、当番日 に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤 務が2回以上の場合であって、当 番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理 士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技 師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
	栄養管理室に勤務する職員	早番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	124,049 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	365 千円
支給実績(28年度決算)	124,737 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	371 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			34,158 千円	230,799 円
住居手当	一般会計に同じ			22,869 千円	322,097 円
通勤手当	一般会計に同じ			21,726 千円	71,234 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 副院長 146,400円 医師部長級 90,000円 その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 116,800円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) <ul style="list-style-type: none"> ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) <ul style="list-style-type: none"> ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	17,733 千円	771,021 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		489 千円	22,232 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			23,873 千円	163,517 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 ・初期研修医 1回 20,000円 ・その他職員 1回 5,900円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 20,000円 ・その他病院職員 1回 5,900円 	18,419 千円	418,614 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制と

なっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	35	25
教 育	2	0
合 計	37	25

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成29年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	8	8
教 育	0	0	2	2
合 計	0	0	10	10

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	0	0	1
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（平成29年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
管理職研修	76	1
伊勢市OJT研修（課長級）	65	1
伊勢市OJT研修（課長補佐・係長級）①	216	1
伊勢市OJT研修（課長補佐・係長級）②	182	1
伊勢市OJT研修（主事・一般級）	304	1
平成27年度新規採用職員研修（手話研修）	25	1
平成28年度新規採用職員研修（事業創造研修）	21	1
平成28年度新規採用職員研修（コミュニケーション能力向上研修）	27	1
再任用職員研修	17	1
平成29年度新規採用職員研修（採用時研修）	47	4
平成29年度新規採用職員研修（公務員倫理研修）	25	1
平成29年度新規採用職員研修（ごみ収集体験研修）	22	1
平成29年度新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	38	1
任期付職員研修	20	1
嘱託・臨時職員研修	161	1
目からうろこ研修	102	1
ハラスメント防止研修	105	1
広報力向上研修	105	1
人事評価者研修	21	1
計	1,579	

②派遣研修

派遣先	派遣人数
市町総合事務組合	87
自治大学校	1
市町村アカデミー	2
国際文化アカデミー	11
日本経営協会 (NOMA)	37
三重県地方自治研究センター	26
その他研修	4
合計	168

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成29年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	7,339千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成29年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 24 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
株式会社 森伸
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 デイクラブ森伸伊勢南
所在地 伊勢市前山町字中之尾 355 番地 1
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 31 年 2 月 28 日(事業所廃止年月日:平成 31 年 3 月 31 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 25 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣本町 30-58 号 線	小俣町本町 1076 番 1 地先		
	小俣町本町 1076 番 5 地先		
相合 30-59 号線	小俣町相合 912 番 2 地先		
	小俣町相合 912 番 19 地先		
相合 30-60 号線	小俣町相合 912 番 2 地先		
	小俣町相合 912 番 8 地先		
楠部 30-61 号線	楠部町字亀山 48 番 18 地先		
	楠部町字亀山 105 番 2 地先		

伊勢市告示第 26 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	小俣本町 30-58 号線	6.0~13.0	47
市 道	相合 30-59 号線	6.0~13.0	66
市 道	相合 30-60 号線	6.0~13.0	61
市 道	楠部 30-61 号線	5.5~7.5	26

伊勢市告示第 27 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣本町 30-58 号線	小俣町本町 1076 番 1 地先 小俣町本町 1076 番 5 地先	平成 31 年 3 月 29 日
相合 30-59 号線	小俣町相合 912 番 2 地先 小俣町相合 912 番 19 地先	平成 31 年 3 月 29 日
相合 30-60 号線	小俣町相合 912 番 2 地先 小俣町相合 912 番 8 地先	平成 31 年 3 月 29 日
楠部 30-61 号線	楠部町字亀山 48 番 18 地先 楠部町字亀山 105 番 2 地先	平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市告示第 28 号

平成 31 年 3 月 25 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 30 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成30年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,139,856千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,257,358千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第5条 地方債の廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,150,000	250,000	16,400,000
	1 市民税	7,152,000	300,000	7,452,000
	2 固定資産税	6,535,413	△30,000	6,505,413
	4 市たばこ税	740,587	△20,000	720,587
2 地方譲与税		330,001	△20,000	310,001
	2 自動車重量譲与税	240,000	△20,000	220,000
3 利子割交付金		30,000	10,000	40,000
	1 利子割交付金	30,000	10,000	40,000
6 地方消費税交付金		2,060,000	140,000	2,200,000
	1 地方消費税交付金	2,060,000	140,000	2,200,000
8 自動車取得税交付金		135,000	△15,000	120,000
	1 自動車取得税交付金	135,000	△15,000	120,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		80,000	△480	79,520
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,000	△480	79,520
10 地方特例交付金		75,000	11,266	86,266
	1 地方特例交付金	75,000	11,266	86,266
11 地方交付税		10,193,579	71,449	10,265,028
	1 地方交付税	10,193,579	71,449	10,265,028
12 交通安全対策特別交付金		17,000	△3,417	13,583
	1 交通安全対策特別交付金	17,000	△3,417	13,583
13 分担金及び負担金		929,211	△42,190	887,021
	1 負担金	929,211	△42,190	887,021
14 使用料及び手数料		359,123	△1,171	357,952
	1 使用料	302,005	△1,947	300,058
	2 手数料	57,118	776	57,894
15 国庫支出金		7,029,030	△118,190	6,910,840
	1 国庫負担金	5,982,298	△34,861	5,947,437
	2 国庫補助金	1,006,356	△78,636	927,720

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	40,376	△4,693	35,683
16 県支出金		3,264,236	△87,692	3,176,544
	1 県負担金	2,089,615	△12,844	2,076,771
	2 県補助金	937,695	△81,805	855,890
	3 委託金	236,926	6,957	243,883
17 財産収入		78,739	△29,415	49,324
	1 財産運用収入	50,528	△3,411	47,117
	2 財産売払収入	28,211	△26,004	2,207
18 寄附金		70,002	20,237	90,239
	1 寄附金	70,002	20,237	90,239
19 繰入金		5,497,091	△776,387	4,720,704
	1 基金繰入金	5,386,315	△777,976	4,608,339
	2 特別会計繰入金	110,776	1,589	112,365
21 諸収入		629,671	135,434	765,105
	1 延滞金、加算金及び過料	30,000	29,000	59,000
	2 市預金利子	1,000	△839	161
	4 受託事業収入	25,297	△3,523	21,774
	5 雑入	563,690	110,796	674,486
22 市債		9,127,700	△684,300	8,443,400
	1 市債	9,127,700	△684,300	8,443,400
歳入合計		56,397,214	△1,139,856	55,257,358

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 議会費		337,368	△5,558	331,810	
	1 議会費	337,368	△5,558	331,810	
2 総務費		5,829,714	△127,242	5,702,472	
	1 総務管理費	4,976,000	△104,536	4,871,464	
	2 徴税費	449,021	△10,022	438,999	
	3 戸籍住民基本台帳費	280,303	△8,407	271,896	
	4 選挙費	62,935	△1,265	61,670	
	5 統計調査費	28,178	△2,338	25,840	
	6 監査委員費	33,277	△674	32,603	
	3 民生費		19,418,823	△305,720	19,113,103
1 社会福祉費		5,489,541	△2,051	5,487,490	
	2 老人福祉費	4,086,337	△86,389	3,999,948	
	3 児童福祉費	7,479,177	△216,462	7,262,715	
	4 生活保護費	2,276,488	△316	2,276,172	
	5 人権政策費	71,796	△484	71,312	
	6 国民年金事務費	15,484	△18	15,466	
	4 衛生費		6,860,026	133,671	6,993,697
	1 保健衛生費		4,812,206	128,618	4,940,824
2 清掃費		2,047,820	5,053	2,052,873	
5 労働費		63,614	△4,885	58,729	
	1 労働諸費	63,614	△4,885	58,729	
6 農林水産業費		1,123,770	△96,532	1,027,238	
	1 農業費	923,245	△82,493	840,752	
	2 林業費	57,765	△5,919	51,846	
	3 水産業費	142,760	△8,120	134,640	
7 商工費		454,381	△29,276	425,105	
	1 商工費	454,381	△29,276	425,105	
8 観光費		782,201	△36,418	745,783	
	1 観光費	782,201	△36,418	745,783	
9 土木費		5,608,449	△276,296	5,332,153	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 土木管理費	303,948	△19,457	284,491
	2 道路橋梁費	1,230,899	△16,827	1,214,072
	3 河川費	851,089	△51,819	799,270
	4 港湾海岸費	25,564	△12,015	13,549
	5 都市計画費	2,889,745	△141,446	2,748,299
	6 住宅費	307,204	△34,732	272,472
10 消防費		2,387,737	△45,541	2,342,196
	1 消防費	2,387,737	△45,541	2,342,196
11 教育費		7,640,697	△316,985	7,323,712
	1 教育総務費	1,146,693	△53,207	1,093,486
	2 小学校費	1,208,626	△109,135	1,099,491
	3 中学校費	3,203,274	△33,615	3,169,659
	4 幼稚園費	155,796	△12,480	143,316
	5 社会教育費	576,935	△2,319	574,616
	6 保健体育費	1,349,373	△106,229	1,243,144
12 災害復旧費		202,315	△10,292	192,023
	2 公共土木施設災害復旧費	174,172	△9,092	165,080
	3 文教施設災害復旧費	22,143	△1,200	20,943
13 公債費		5,638,117	△18,782	5,619,335
	1 公債費	5,638,117	△18,782	5,619,335
歳 出 合 計		56,397,214	△1,139,856	55,257,358

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
9 土木費	3 河川費	排水機場維持管理経費 (ポンプ場機能更新)	補正前	146,840	平成 30 年度	107,029
					平成 31 年度	39,811
			補正後	106,199	平成 30 年度	66,388
					平成 31 年度	39,811
1 1 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業	補正前	280,000	平成 30 年度	189,000
					平成 31 年度	91,000
			補正後	248,225	平成 30 年度	158,777
					平成 31 年度	89,448
	3 中学校費	豊浜中学校・北浜中学校 統合校整備事業	補正前	3,560,754	平成 29 年度	1,042,688
					平成 30 年度	2,518,066
補正後			3,510,754	平成 29 年度	1,042,688	
				平成 30 年度	2,468,066	

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉一般経費	4,671
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	29,000
		病院事業出資金	336,000
	2 清掃費	MOTTAINAI 推進事業	311
6 農林水産業費	1 農業費	伊勢のいちご産地強化事業	9,602
		県営事業負担金	9,960
	2 林業費	環境保全林整備事業 (自然環境整備交付金)	3,000

款	項	事業名	金額 (千円)
8 観光費	1 観光費	外国人観光客誘致推進事業	6,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	18,575
		道路整備事業	39,753
		通学路整備事業	20,030
	4 港湾海岸費	県営事業地元負担金	100
	5 都市計画費	街路整備事業	93,001
高向小俣線ほか1線整備事業		65,642	
10 消防費	1 消防費	水害予防経費	8,000

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
8 観光費	1 観光費	観光客滞在環境快適化事業	補正前	44,613
			補正後	46,611
9 土木費	3 河川費	河川改良事業	補正前	22,887
			補正後	30,587
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	94,900
			補正後	85,305

第 4 表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
高齢者福祉システム導入業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	8,553
備蓄計画策定業務委託	自 平成31年度 至 平成31年度	6,800

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
障害児放課後等支援事業 運 営 業 務 委 託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成30年度 至 平成33年度	18,081	自 平成30年度 至 平成31年度	6,027
子ども・子育て支援事業計画 策 定 業 務 委 託	自 平成31年度 至 平成31年度	2,420	自 平成31年度 至 平成31年度	1,361
観光客実態調査業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成30年度 至 平成31年度	5,082	自 平成30年度 至 平成31年度	3,748

第 5 表 地 方 債 補 正

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
排 水 機 耐 水 化 事 業 債	160,000

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	4,596,700	4,224,700
土 地 改 良 事 業 債	75,000	34,500
農道・農業用排水路整備事業債	47,700	35,100
漁 港 整 備 事 業 債	50,400	43,600
自 然 災 害 防 止 事 業 債	70,000	63,300
河 川 等 整 備 事 業 債	63,900	51,900
港 湾 改 修 事 業 債	12,900	2,700
街 路 整 備 事 業 債	20,200	19,800
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	28,600	8,300
防 災 対 策 事 業 債	14,200	11,300
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	360,800	236,000
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	1,673,400	1,634,300
臨 時 財 政 対 策 債	1,820,000	1,948,000
災 害 復 旧 事 業 債	34,000	30,000

平成30年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、219,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,936,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,335,206	39,011	2,374,217
	1 国民健康保険料	2,335,206	39,011	2,374,217
2 国民健康保険税		280	△77	203
	1 国民健康保険税	280	△77	203
3 県支出金		9,526,574	△269,151	9,257,423
	1 県補助金	9,526,574	△269,151	9,257,423
5 繰入金		1,138,930	5,555	1,144,485
	1 他会計繰入金	918,854	△10,770	908,084
	2 基金繰入金	220,076	16,325	236,401
7 諸収入		31,482	5,650	37,132
	1 延滞金、加算金及び過料	13,460	9,650	23,110
	3 雑入	18,012	△4,000	14,012
歳入合計		13,155,338	△219,012	12,936,326

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		198,993	△12,899	186,094
	1 総務管理費	170,300	△9,199	161,101
	2 賦課徴収費	27,251	△3,700	23,551
2 保険給付費		9,319,208	△190,000	9,129,208
	1 療養諸費	8,120,139	△180,000	7,940,139
	2 高額療養費	1,156,500	△10,000	1,146,500
	3 移送費	308	0	308
4 保健事業費		202,322	△17,739	184,583
	1 特定健康診査等事業費	182,320	△15,809	166,511
	2 保健事業費	20,002	△1,930	18,072
6 諸支出金		159,104	1,626	160,730
	1 償還金及び還付加算金	158,696	1,626	160,322
歳出合計		13,155,338	△219,012	12,936,326

平成30年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、44,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,060,770千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,262,485	△47,743	1,214,742
	1 後期高齢者医療保険料	1,262,485	△47,743	1,214,742
2 繰入金		1,751,635	△37,531	1,714,104
	1 一般会計繰入金	1,751,635	△37,531	1,714,104
3 繰越金		10	54,053	54,063
	1 繰越金	10	54,053	54,063
4 諸収入		2,311	74,103	76,414
	1 延滞金、加算金及び過料	1	379	380
	2 雑入	2,310	73,724	76,034
5 国庫支出金		0	1,447	1,447
	1 国庫補助金	0	1,447	1,447
歳入合計		3,016,441	44,329	3,060,770

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		63,284	△10,405	52,879
	1 総務管理費	57,862	△9,840	48,022
	2 徴収費	5,422	△565	4,857
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,949,834	△25,300	2,924,534
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,949,834	△25,300	2,924,534
4 諸支出金		2,320	80,034	82,354
	1 償還金及び還付加算金	2,320	80,034	82,354
歳出合計		3,016,441	44,329	3,060,770

平成30年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、130,232千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,634,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,780,964	△9,520	2,771,444
	1 介護保険料	2,780,964	△9,520	2,771,444
2 国庫支出金		3,325,800	△257,004	3,068,796
	1 国庫負担金	2,517,448	△245,665	2,271,783
	2 国庫補助金	808,352	△11,339	797,013
3 支払基金交付金		3,496,807	△123,306	3,373,501
	1 支払基金交付金	3,496,807	△123,306	3,373,501
4 県支出金		1,662,899	204,840	1,867,739
	1 県負担金	1,573,405	219,384	1,792,789
	2 県補助金	89,494	△14,544	74,950
5 財産収入		500	17	517
	1 財産運用収入	500	17	517
6 繰入金		2,230,287	△270,835	1,959,452
	1 一般会計繰入金	1,996,728	△37,276	1,959,452
	2 基金繰入金	233,559	△233,559	0
7 繰越金		267,494	322,593	590,087
	1 繰越金	267,494	322,593	590,087
8 諸収入		5	2,983	2,988
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1,426	1,427
	2 預金利子	1	102	103
	3 雑入	3	1,455	1,458
歳入合計		13,764,756	△130,232	13,634,524

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		308,431	△19,575	288,856
	1 総務管理費	157,095	△7,393	149,702
	2 徴収費	21,200	△6,463	14,737
	3 介護認定諸費	130,136	△5,719	124,417
2 保険給付費		12,587,240	△80,860	12,506,380
	1 介護サービス等諸費	12,587,240	△80,860	12,506,380
3 地域支援事業費		594,926	△95,668	499,258
	1 地域支援事業費	594,926	△95,668	499,258
4 基金積立金		500	65,871	66,371
	1 基金積立金	500	65,871	66,371
歳出合計		13,764,756	△130,232	13,634,524

平成30年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)

平成30年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、487千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		4,702	△360	4,342
	1 事業収入	4,702	△360	4,342
2 県支出金		667	△11	656
	1 県補助金	667	△11	656
3 財産収入		26	△7	19
	1 財産運用収入	26	△7	19
4 繰越金		100	865	965
	1 繰越金	100	865	965
歳入合計		5,495	487	5,982

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,750	487	3,237
	1 総務管理費	2,750	487	3,237
歳出合計		5,495	487	5,982

平成30年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

平成30年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、91,101千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、615,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		502,000	33,784	535,784
	1 事業収入	502,000	33,784	535,784
2 国庫支出金		1,566	△450	1,116
	1 国庫補助金	1,566	△450	1,116
3 財産収入		173	15	188
	1 財産運用収入	173	15	188
4 繰入金		197,710	△160,663	37,047
	1 基金繰入金	197,710	△160,663	37,047
5 繰越金		5,000	36,223	41,223
	1 繰越金	5,000	36,223	41,223
6 諸収入		10	△10	0
	1 雑入	10	△10	0
歳入合計		706,459	△91,101	615,358

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		706,444	△91,101	615,343
	1 管理費	706,444	△91,101	615,343
歳出合計		706,459	△91,101	615,358

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 観光交通対策 事業費	1 管理費	一般会計繰出金	66,194

平成30年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成30年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,058,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、257,733千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		99,505	△19,555	79,950
	1 財産運用収入	5,428	△618	4,810
	2 財産売払収入	94,077	△18,937	75,140
2 繰入金		1,216,575	△1,039,376	177,199
	1 基金繰入金	1,216,575	△1,039,376	177,199
3 繰越金		1	582	583
	1 繰越金	1	582	583
歳入合計		1,316,082	△1,058,349	257,733

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,316,082	△1,058,349	257,733
	1 管理費	99,507	△18,973	80,534
	2 事業費	1,216,575	△1,039,376	177,199
歳出合計		1,316,082	△1,058,349	257,733

平成30年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成30年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(1)	病 床 数	322床	△ 22床	300床
(2)	入 院	76,125人	△ 486人	75,639人
	外 来	125,585人	△ 3,607人	121,978人
	健診・ドック	14,656人	543人	15,199人
(3)	1 日 平 均 患 者 数			
	入 院	209人	△ 2人	207人
	外 来	513人	△ 11人	502人
	健診・ドック	51人	3人	54人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病 院 事 業 収 益	7,288,505	△ 43,125	7,245,380
第1項	医 業 収 益	5,380,330	△ 48,857	5,331,473
第2項	健 診 収 益	327,944	△ 21,021	306,923
第3項	医 業 外 収 益	1,159,737	16,161	1,175,898
第4項	特 別 利 益	420,494	10,592	431,086

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病 院 事 業 費 用	8,517,087	75,094	8,592,181
第1項	医 業 費 用	6,373,398	79,611	6,453,009
第2項	健 診 費 用	169,945	△ 7,259	162,686
第3項	医 業 外 費 用	906,965	2,742	909,707

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 360,421千円は、当年度分損益勘定留保資金等 360,421千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 収 入	8,231,353	△ 167,865	8,063,488
第1項	負 担 金	185,560	△ 31,620	153,940
第2項	企 業 債	5,707,600	△ 350,300	5,357,300
第3項	寄 附 金	13,000	11,250	24,250
第4項	出 資 金	1,835,200	△ 109,500	1,725,700
第5項	国 庫 補 助 金	405,193	△ 10,693	394,500
第7項	投 資 償 還 金	1,800	6,840	8,640
第8項	固 定 資 産 売 却 代 金	20,000	14,970	34,970
第9項	他 会 計 補 助 金	0	300,000	300,000
第10項	県 補 助 金	0	1,188	1,188

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 支 出	8,526,400	△ 102,491	8,423,909
第1項	建 設 改 良 費	8,095,358	△ 720	8,094,638
第2項	企 業 債 償 還 金	290,242	△ 126,479	163,763
第4項	基 金 積 立 金	77,800	24,708	102,508

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	既決限度額	補正限度額	計
新 病 院 建 設 事 業	5,505,600	△ 328,300	5,177,300
健 診 セ ン タ ー 改 修 事 業	102,000	△ 22,000	80,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,993,215	7,021	4,000,236

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(3) 建設改良に対する補助金	0	300,000	300,000

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,188,178	60,026	1,248,204

平成30年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	56,520 戸	155 戸	56,675 戸
(2) 総 給 水 量	16,041 千m ³	201 千m ³	16,242 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,947 m ³	551 m ³	44,498 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 原水施設更新事業	108,000 千円	△6,836 千円	101,164 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,078,932 千円	△6,726 千円	1,072,206 千円
ウ 老朽管更新事業	374,890 千円	△500 千円	374,390 千円
エ 簡易水道施設新設・更新事業	13,000 千円	△10,300 千円	2,700 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,804,985	45,434	2,850,419	
第1項 営業収益	2,529,146	36,504	2,565,650	
第2項 営業外収益	273,647	8,809	282,456	
第3項 簡易水道収益	2,192	121	2,313	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,497,047	△13,034	2,484,013	
第1項 営業費用	2,342,661	△11,276	2,331,385	
第2項 営業外費用	131,508	△1,079	130,429	
第3項 簡易水道費用	12,878	△679	12,199	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,777,905千円」を「1,703,563千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	494,917	37,013	531,930
第1項	企業債	300,000	△10,300	289,700
第2項	負担金	165,917	47,313	213,230

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,272,822	△37,329	2,235,493
第1項	建設改良費	1,730,117	△34,949	1,695,168
第3項	償還金	342,705	△2,380	340,325

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
簡易水道事業	13,000	2,700

平成30年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	24,284戸	△504戸	23,780戸
(2) 総排水量	6,710千m ³	△61千m ³	6,649千m ³
(3) 一日平均排水量	18,385m ³	△168m ³	18,217m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,689,377千円	△13,096千円	2,676,281千円
エ 雨水管渠敷設事業	5,000千円	14,300千円	19,300千円
カ ポンプ場更新事業	292,902千円	30,000千円	322,902千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	3,759,731	△62,275	3,697,456	
第1項 営業収益	1,391,299	△23,506	1,367,793	
第2項 営業外収益	2,368,432	△38,769	2,329,663	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,476,802	△49,042	3,427,760	
第1項 営業費用	2,911,200	△36,926	2,874,274	
第2項 営業外費用	555,602	△12,116	543,486	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,561,742千円」を「1,478,830千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	3,301,486	83,846	3,385,332
第1項	企業債	1,997,700	15,000	2,012,700
第2項	負担金	275,286	46,196	321,482
第3項	国庫補助金	1,028,500	22,650	1,051,150

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,863,228	934	4,864,162
第1項	建設改良費	3,469,992	31,204	3,501,196
第2項	企業債償還金	1,391,686	△30,270	1,361,416

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,679,300	1,694,300

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	540,192	△373,992	166,200

平成30年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、270,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,527,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,265,028	34,897	10,299,925
	1 地方交付税	10,265,028	34,897	10,299,925
15 国庫支出金		6,910,840	49,702	6,960,542
	2 国庫補助金	927,720	49,702	977,422
16 県支出金		3,176,544	8,073	3,184,617
	1 県負担金	2,076,771	8,073	2,084,844
22 市債		8,443,400	177,400	8,620,800
	1 市債	8,443,400	177,400	8,620,800
歳入合計		55,257,358	270,072	55,527,430

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		19,113,103	29,480	19,142,583
	2 老人福祉費	3,999,948	29,480	4,029,428
6 農林水産業費		1,027,238	122,457	1,149,695
	1 農業費	840,752	122,457	963,209
9 土木費		5,332,153	14,531	5,346,684
	1 土木管理費	284,491	12,031	296,522
	5 都市計画費	2,748,299	2,500	2,750,799
11 教育費		7,323,712	103,604	7,427,316
	2 小学校費	1,099,491	70,923	1,170,414
	3 中学校費	3,169,659	32,681	3,202,340
歳出合計		55,257,358	270,072	55,527,430

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設等整備事業	29,480
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	10,000
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査推進事業	12,031
	5 都市計画費	県営事業地元負担金	2,500
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	70,923
	3 中学校費	中学校整備事業	32,681

変 更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光発電普及促進事業	補正前	2,400
			補正後	3,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	補正前	9,960
			補正後	122,417

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 債	10,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
土 地 改 良 事 業 債	34,500	118,800
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	1,634,300	1,717,400

伊勢市告示第 29 号

平成 31 年 3 月 25 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 31 年度当初
予算の要領は、次のとおりです。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成31年度 伊勢市一般会計予算

平成31年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,907,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		16,400,000
	1 市民税	7,403,000
	2 固定資産税	6,557,669
	3 軽自動車税	371,600
	4 市たばこ税	706,731
	5 入湯税	23,000
	6 都市計画税	1,338,000
2 地方譲与税		332,000
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	230,000
	3 森林環境譲与税	12,000
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		60,000
	1 配当割交付金	60,000
5 株式等譲渡所得割交付金		55,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	55,000
6 地方消費税交付金		2,280,000
	1 地方消費税交付金	2,280,000
7 ゴルフ場利用税交付金		14,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000
8 自動車取得税交付金		60,000
	1 自動車取得税交付金	60,000
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		79,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	79,000
11 地方特例交付金		95,000
	1 地方特例交付金	95,000
12 地方交付税		9,980,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方交付税	9,980,000
13 交通安全対策特別交付金		16,000
	1 交通安全対策特別交付金	16,000
14 分担金及び負担金		860,387
	1 負担金	860,387
15 使用料及び手数料		360,143
	1 使用料	302,996
	2 手数料	57,147
16 国庫支出金		6,614,691
	1 国庫負担金	5,489,165
	2 国庫補助金	1,087,739
	3 委託金	37,787
17 県支出金		3,361,390
	1 県負担金	2,174,363
	2 県補助金	863,152
	3 委託金	323,875
18 財産収入		69,894
	1 財産運用収入	49,685
	2 財産売払収入	20,209
19 寄附金		80,002
	1 寄附金	80,002
20 繰入金		4,192,120
	1 基金繰入金	4,161,744
	2 特別会計繰入金	30,376
21 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
22 諸収入		565,323
	1 延滞金、加算金及び過料	20,000
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	6,688
	4 受託事業収入	23,750

(単位：千円)

款	項	金額
	5 雑入	514,785
23 市債		5,323,000
	1 市債	5,323,000
歳 入 合 計		50,907,950

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		312,000
	1 議会費	312,000
2 総務費		4,564,653
	1 総務管理費	3,597,366
	2 徴税費	481,865
	3 戸籍住民基本台帳費	273,083
	4 選挙費	149,384
	5 統計調査費	29,892
	6 監査委員費	33,063
3 民生費		19,494,275
	1 社会福祉費	5,653,595
	2 老人福祉費	4,189,521
	3 児童福祉費	7,327,352
	4 生活保護費	2,234,159
	5 人権政策費	75,976
	6 国民年金事務費	13,672
4 衛生費		4,752,692
	1 保健衛生費	2,678,997
	2 清掃費	2,073,695
5 労働費		57,430
	1 労働諸費	57,430
6 農林水産業費		857,877
	1 農業費	622,206
	2 林業費	79,862
	3 水産業費	155,809
7 商工費		361,665
	1 商工費	361,665
8 観光費		685,963
	1 観光費	685,963
9 土木費		6,292,184
	1 土木管理費	315,899

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 道路橋梁費	1,835,345
	3 河川費	775,477
	4 港湾海岸費	15,027
	5 都市計画費	3,053,740
	6 住宅費	296,696
10 消防費		2,249,374
	1 消防費	2,249,374
11 教育費		5,554,401
	1 教育総務費	1,411,625
	2 小学校費	1,525,732
	3 中学校費	396,344
	4 幼稚園費	159,828
	5 社会教育費	1,017,983
	6 保健体育費	1,042,889
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,675,398
	1 公債費	5,675,398
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		50,907,950

第 2 表 繼 続 費

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
3 民生費	3 児童福祉費	市立保育所 施設整備事業	27,115	平成31年度	9,761
				平成32年度	17,354
9 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	220,000	平成31年度	100,000
				平成32年度	120,000
	3 河川費	排水施設整備事業	234,000	平成31年度	94,000
				平成32年度	140,000
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業 (平成31年度継続費)	2,940,080	平成31年度	873,205
				平成32年度	2,066,875
	4 幼稚園費	小俣幼稚園 空調設備改修事業	60,720	平成31年度	19,127
				平成32年度	41,593
	5 社会教育費	賓日館保存事業	27,258	平成31年度	17,116
				平成32年度	10,142

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
障害者計画策定業務委託	自 平成31年 4月 1日 至 平成33年 3月 31日	5,500
寿バス乗車券交付受付業務委託 (平成31年度債務負担行為)	自 平成32年 4月 1日 至 平成33年 3月 31日	507
連携リハビリテーション 医学講座設置事業	自 平成32年 4月 1日 至 平成34年 3月 31日	48,000
観光客実態調査業務委託 (平成31年度債務負担行為)	自 平成31年 4月 1日 至 平成33年 3月 31日	5,676
備蓄計画策定業務委託	自 平成32年 4月 1日 至 平成33年 3月 31日	9,100
学校図書館運營業務委託 (平成31年度債務負担行為)	自 平成31年 4月 1日 至 平成35年 3月 31日	81,900

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
市町村合併 特例事業債	2,076,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
水道事業出資債	9,900			
土地改良事業債	36,000			
農道・農業用排水路 整備事業債	34,600			
農村地域防災 減災事業債	16,200			
排水機場整備事業債	7,600			
環境保全林 整備事業債	10,700			
漁港整備事業債	53,500			
地方道路等 整備事業債	310,300			
公共施設 適正化事業債	27,000			
港湾改修事業債	2,700			
街路整備事業債	16,400			
公営住宅整備事業債	21,600			
防災対策事業債	29,700			
緊急防災・減災事業債	1,170,500			
臨時財政対策債	1,500,000			

平成31年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成31年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,756,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,335,207
	1 国民健康保険料	2,335,207
2 国民健康保険税		157
	1 国民健康保険税	157
3 県支出金		9,238,238
	1 県補助金	9,238,238
4 財産収入		670
	1 財産運用収入	670
5 繰入金		1,150,614
	1 他会計繰入金	950,614
	2 基金繰入金	200,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		31,611
	1 延滞金、加算金及び過料	21,460
	2 預金利子	10
	3 雑入	10,141
歳入合計		12,756,498

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		190,016
	1 総務管理費	164,368
	2 賦課徴収費	24,725
	3 運営協議会費	404
4 趣旨普及費		519
	1 療養諸費	7,864,263
	2 高額療養費	1,134,250
	3 移送費	289
2 保険給付費		9,039,242
	4 出産育児諸費	30,240
	5 葬祭諸費	10,200
	1 医療給付費分	2,233,083
	2 後期高齢者支援金等分	810,084
3 国民健康保険事業費納付金		3,311,330
	3 介護納付金分	268,163
	1 特定健康診査等事業費	172,414
4 保健事業費		197,479
	2 保健事業費	25,065
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		8,411
	1 償還金及び還付加算金	7,741
7 予備費		10,000
	2 基金積立金	670
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		12,756,498

平成31年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,008,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,261,971
	1 後期高齢者医療保険料	1,261,971
2 繰入金		1,744,249
	1 一般会計繰入金	1,744,249
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,008,541

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		55,274
	1 総務管理費	50,085
	2 徴収費	5,189
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,949,944
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,949,944
3 公債費		3
	1 公債費	3
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,008,541

平成31年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成31年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,994,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,826,151
	1 介護保険料	2,826,151
2 国庫支出金		3,452,669
	1 国庫負担金	2,619,436
	2 国庫補助金	833,233
3 支払基金交付金		3,627,278
	1 支払基金交付金	3,627,278
4 県支出金		1,721,335
	1 県負担金	1,637,148
	2 県補助金	84,187
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,366,426
	1 一般会計繰入金	2,079,976
	2 基金繰入金	286,450
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		13,994,365

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		320,042
	1 総務管理費	165,176
	2 徴収費	16,568
	3 介護認定諸費	138,298
2 保険給付費		13,097,184
	1 介護サービス等諸費	13,097,184
3 地域支援事業費		570,138
	1 地域支援事業費	570,138
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		5,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,994,365

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
第 9 次 老 人 福 祉 計 画 ・ 第 8 期 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 業 務 委 託	自 平成 3 2 年 4 月 1 日 至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日	4, 2 2 4
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業 (平成 3 1 年 度 債 務 負 担 行 為)	自 平成 3 2 年 4 月 1 日 至 平成 3 5 年 3 月 3 1 日	3 6 6, 0 0 0

平成31年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成31年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,752千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		3,967
	1 事業収入	3,967
2 県支出金		656
	1 県補助金	656
3 財産収入		29
	1 財産運用収入	29
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		4,752

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,765
	1 総務管理費	2,765
2 公債費		1,987
	1 公債費	1,987
歳出合計		4,752

平成31年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成31年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ586,353千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		530,010
	1 事業収入	530,010
2 財産収入		226
	1 財産運用収入	226
3 繰入金		51,107
	1 基金繰入金	51,107
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		586,353

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観光交通対策事業費		586,338
	1 管理費	586,338
2 公債費		15
	1 公債費	15
歳出合計		586,353

平成 3 1 年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成 3 1 年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 4 7, 6 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		60,610
	1 財産運用収入	4,759
	2 財産売却収入	55,851
2 繰入金		1,387,034
	1 基金繰入金	1,387,034
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,447,646

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得事業費		1,447,646
	1 管理費	60,612
	2 事業費	1,387,034
歳出合計		1,447,646

平成31年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 93,330 人
	外 来 127,400 人
	健診・ドック 15,259 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 255 人
	外 来 520 人
	健診・ドック 53 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	7,560,253
第1項 医 業 収 益	6,061,622
第2項 健 診 収 益	333,701
第3項 医 業 外 収 益	1,164,830
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,024,234
第1項 医 業 費 用	7,601,663
第2項 健 診 費 用	194,863
第3項 医 業 外 費 用	226,608
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 144,151 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 144,151 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	338,975
第1項 負 担 金	147,027
第2項 企 業 債	100,000
第3項 寄 附 金	4,000
第4項 基 金 繰 入 金	64,560
第5項 投 資 償 還 金	1,770
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	21,618

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	483,126
第1項 建 設 改 良 費	238,029
第2項 企 業 債 償 還 金	110,207
第3項 投 資	64,560
第4項 基 金 積 立 金	70,330

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			4,134,241
(2)	交 際 費			3,000

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,209
(2)	経営改善のための補助金			300,000

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は 1,352,203 千円と定める。

平成31年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	57,156 戸
(2) 総 給 水 量	16,014 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,754 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	110,020
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	811,186
ウ 老朽管更新事業	403,969
エ 加圧施設新設・更新事業	131,100
オ 簡易水道施設新設・更新事業	40,610

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,819,025
第1項 営業収益	2,545,718
第2項 営業外収益	271,040
第3項 簡易水道収益	2,267

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,461,556
第1項 営業費用	2,318,695
第2項 営業外費用	120,862
第3項 簡易水道費用	11,999
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,157,297千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)
(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	722,116
第1項 企 業 債	540,600
第2項 負 担 金	171,616
第3項 出 資 金	9,900

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	1,879,413
第1項 建 設 改 良 費	1,537,516
第2項 償 還 金	341,897

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
中須水源地監視制御設備更新工事	自 平成32年4月 1日 至 平成33年3月31日	152,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	500,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
簡易水道事業	40,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3 1 8 , 6 6 2

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成31年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	24,486 戸
(2) 総 排 水 量	6,905 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	18,867 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,417,183
イ 汚水管渠更新事業	30,000
ウ 処理場更新事業	45,000
エ 雨水管渠敷設事業	26,000
オ 雨水管渠更新事業	59,372
カ ポンプ場更新事業	478,420

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	3,730,391
第1項 営業収益	1,418,019
第2項 営業外収益	2,312,372

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,532,943
第1項 営業費用	2,980,499
第2項 営業外費用	542,444
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,665,722千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	3,279,834
第1項 企業債	1,832,000
第2項 負担金	365,134
第3項 国庫補助金	1,082,700

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 9 4 5, 5 5 6
第 1 項 建 設 改 良 費	3, 4 1 3, 3 8 1
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 5 3 0, 6 2 5
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 諸 支 出 金	1, 0 0 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成 3 1 年度水洗便所等改造資金 融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成 3 2 年 4 月 1 日 至 平成 3 7 年 3 月 3 1 日	1 4 6
平成 3 1 年度水洗便所等改造資金 助成金	自 平成 3 1 年 4 月 1 日 至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日	1, 1 0 0
平成 3 1 年度浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	自 平成 3 1 年 4 月 1 日 至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日	1 5 0
下水道使用料納入通知書等作成業 務委託	自 平成 3 1 年 4 月 1 日 至 平成 3 5 年 3 月 3 1 日	1 0, 5 4 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 4 7 0, 6 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、 その融通条件に より、銀行その 他の場合には、 その債権者との 協定によるもの とする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還若し くは低利に借換 えすることができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	1 0, 1 0 0			
流域下水道事業	3 5 1, 3 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	271,306

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、78,087千円である。

伊勢市告示第 30 号

平成 31 年 3 月 25 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 31 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成31年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、240,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,148,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,614,691	240,410	6,855,101
	2 国庫補助金	1,087,739	240,410	1,328,149
歳入合計		50,907,950	240,410	51,148,360

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		361,665	242,410	604,075
	1 商工費	361,665	242,410	604,075
15 予備費		50,000	△2,000	48,000
	1 予備費	50,000	△2,000	48,000
歳出合計		50,907,950	240,410	51,148,360

伊勢市告示第 31 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 31 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 31 年 4 月 1 日（月曜日）から 5 月 7 日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 32 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 31 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 33 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社なかはな
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 小規模デイサービスなかはな
所在地 伊勢市通町 534 番地 2
- 3 指定の年月日
平成 31 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 木 田 純 三

伊勢市東豊浜町 1023 番地

変更後 角 屋 弘 光

伊勢市東豊浜町 3615 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 31 年 3 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,146 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,881 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,761 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,281 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示
場を別紙のとおり設置しました。

平成 31 年 3 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
進修	伊勢市宇治館町183-1	駐車場(赤福)	1	
進修	伊勢市宇治浦田1丁目1	神宮祭主職舎前北側	2	
進修	伊勢市宇治中之切町39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道	3	
進修	伊勢市宇治浦田1丁目11	市営宇治第4駐車場西側	4	
進修	伊勢市宇治浦田2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス	5	
進修	伊勢市宇治浦田3丁目20	滝倉団地 北側公園	6	
進修	伊勢市宇治浦田3丁目21	清原鍛金前主要地方道伊勢磯部線ガード レール	7	
高麗広	伊勢市宇治今在家町626	伊勢南勢線 永井橋付近 ※高麗広	8	
高麗広	伊勢市宇治今在家町511	市立高麗広公民館入口	9	
修道第1	伊勢市桜木町121	富樫公園 ※三交バス桜木町停留所付近	10	
修道第1	伊勢市桜木町76-12	市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	11	
修道第1	伊勢市中之町63-3	古市参宮街道資料館付近 市道外宮内宮線中之町交差点東	12	
修道第1	伊勢市中之町232-41	中之町公園	13	
修道第1	伊勢市中村町桜が丘8	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	14	
修道第1	伊勢市中村町桜が丘100-50	桜ヶ丘公園南側	15	
修道第2	伊勢市楠部町38-3	向かい側駐車場	16	
修道第2	伊勢市楠部町48-22	市営庭球場駐車場フェンス	17	
修道第2	伊勢市勢田町814-6地先	(株)シモオカ設備向かい側 市道古市岡本線ガードレール	18	
修道第2	伊勢市勢田町912-10	船江山公園	19	
修道第2	伊勢市倭町30-1地先	天理教三重教務支庁前 主要地方道鳥羽松阪線沿い	20	

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
明倫第1	伊勢市尾上町1	橋詰公園	21
明倫第1	伊勢市岡本1丁目12	岡本公園南向かい側 市道岡本岩淵1号線ガードレール	22
明倫第1	伊勢市岡本1丁目3	百五銀行伊勢支店前植込み	23
明倫第1	伊勢市岡本3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	24
明倫第1	伊勢市岡本3丁目3	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	25
明倫第1	伊勢市藤里町698-15地先	角前胃腸科医院南向かい側 主要地方道伊勢磯部線ガードレール	26
明倫第2	伊勢市岩淵1丁目3	真珠会館前フェンス	27
明倫第2	伊勢市岩淵1丁目7	伊勢市役所本庁舎前南側	28
明倫第2	伊勢市岩淵1丁目13	伊勢市観光文化会館前東側	29
明倫第2	伊勢市岩淵2丁目7	岩淵公園	30
明倫第2	伊勢市岩淵3丁目3	錦水橋東詰交差点付近 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	31
明倫第2	伊勢市吹上1丁目11	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	32
明倫第2	伊勢市岩淵2丁目8	勢田川 桜橋西詰め南側フェンス	33
有緝第1	伊勢市河崎1丁目2	中寺前公園東側	34
有緝第1	伊勢市河崎1丁目6	伊勢米穀企業組合倉庫南側	35
有緝第1	伊勢市河崎1丁目14	鶴辺公園西側	36
有緝第1	伊勢市河崎1丁目4	旭公園北側	37
有緝第1	伊勢市河崎3丁目16	勢田川 北新橋南詰め東側 ガードレール	38
有緝第1	伊勢市河崎3丁目3-26	河崎南側公民館前	39
有緝第2	伊勢市船江2丁目3	有緝公園南側	40

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
有緝第2	伊勢市船江1丁目16	雇用促進住宅船江宿舍東側フェンス	41
有緝第2	伊勢市船江2丁目12	築地公園西側	42
有緝第2	伊勢市船江2丁目28-38	国土交通省桧尻川排水機場 横	43
有緝第2	伊勢市船江1丁目3	船江公園南側	44
有緝第2	伊勢市船江1丁目11	社前公園東側	45
有緝第3	伊勢市船江3丁目8	的場公園南東側	46
有緝第3	伊勢市船江3丁目3	三交バス船江停留所付近 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	47
有緝第3	伊勢市船江3丁目11	新道公園東側	48
有緝第3	伊勢市船江4丁目29	さつき公園南側	49
有緝第3	伊勢市船江3丁目16	ぎゅーとらハイジー店南向かい側 市道桧尻川線ガードレール	50
有緝第3	伊勢市船江4丁目7	エバーグリーン船江公園 南側フェンス沿い	51
厚生第1	伊勢市一之木1丁目3	須原大社東側	52
厚生第1	伊勢市一之木2丁目11	中央公園北側	53
厚生第1	伊勢市一之木3丁目19	小西酒店北向かい側駐車場	54
厚生第1	伊勢市一之木5丁目6	市道一之木ガードレール ※市道藤社御園線 桧尻川の橋南詰め	55
厚生第1	伊勢市一之木5丁目5	市立厚生中学校運動場西側フェンス	56
厚生第1	伊勢市一之木5丁目16	市道船江一之木線 河川沿いガードレール ※さつき園入口付近	57
厚生第2	伊勢市宮後2丁目2	JR・近鉄桜新道踏切 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	58
厚生第2	伊勢市宮後2丁目25	山本ビル北側駐車場	59
厚生第2	伊勢市宮後2丁目22	JR・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	60

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目26	立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	61	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目11	宮後公園南側フェンス	62	
厚生第3	伊勢市一志町1	市立厚生小学校正門北側フェンス	63	
厚生第3	伊勢市一志町5	外宮北御門前広場前	64	
厚生第3	伊勢市八日市場町13	市立伊勢図書館前植込み	65	
厚生第3	伊勢市大世古1丁目10	大豊和紙工業(株)西側	66	
厚生第3	伊勢市大世古4丁目2	大世古公園南側	67	
厚生第3	伊勢市曾祢1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	68	
厚生第3	伊勢市曾祢2丁目6	奥新町公園西側	69	
早修	伊勢市曾祢1丁目15	今之社公園北側	70	
早修	伊勢市常磐1丁目8	清之井公園西側	71	
早修	伊勢市常磐1丁目17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上口駅前	72	
早修	伊勢市常磐3丁目8	市民武道館東側	73	
早修	伊勢市浦口1丁目11	出口公園東側	74	
早修	伊勢市浦口2丁目13	浦口公園西側	75	
早修	伊勢市浦口3丁目1	法住院かさもり稲荷西側フェンス	76	
中島第1	伊勢市浦口4丁目28番5号	浦口団地フェンス	77	
中島第1	伊勢市二俣1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	78	
中島第1	辻久留1丁目187-7	秋葉山トンネル上フェンス	79	
中島第1	伊勢市二俣4丁目2	横浜ゴム(株)徳川山社宅東側	80	

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
中島第1	伊勢市二俣2丁目218-1	西口公園	81
中島第1	伊勢市辻久留2丁目8	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス論出停留所付近	82
中島第2	伊勢市中島1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	83
中島第2	伊勢市中島1丁目12	三交バス度会橋停留所東向かい側 市道浦口中島線ガードレール ※度会橋東詰め	84
中島第2	伊勢市中島2丁目11	中部電力度会橋変電所南側 市道中島2丁目1号線 水路沿いガードレール	85
中島第2	伊勢市中島2丁目6	小川公園東側	86
中島第2	伊勢市宮川1丁目6	若宮八幡宮横フェンス	87
中島第2	伊勢市宮川1丁目220-3	伊勢御園高架橋下フェンス	88
中島第2	伊勢市宮川2丁目4	千巻印刷産業(株)駐車場	89
中島第3	伊勢市辻久留3丁目6	博多ラーメンhiro北側空地	90
中島第3	伊勢市辻久留3丁目4	清水バス停付近 上田様宅フェンス	91
中島第3	伊勢市辻久留3丁目3	橋爪様宅前水路 市道宮川郷1号線ガードレール	92
中島第3	伊勢市辻久留3丁目12	三重済美学院駐車場 ※三交バス済美学院前停留所付近	93
中島第3	伊勢市辻久留3丁目17	三重済美学院北東側フェンス	94
中島第3	伊勢市辻久留3丁目20	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	95
中島第3	伊勢市辻久留町545-165	辻久留台第3公園	96
神社	伊勢市神社港294	市立神社小学校北側フェンス	97
神社	伊勢市竹ヶ鼻町100	市立港中学西側フェンス	98
神社	伊勢市小木町538	三交バス ララパーク停留所横	99
神社	伊勢市小木町225	小木町公民館南向かい側公園	100

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
神社	伊勢市馬瀬町1202-9地先	鈴木様宅前 市道神社馬瀬2号線ガードレール	101
神社	伊勢市下野町726-3	下野町公民館前	102
大湊	伊勢市大湊町1118-194	市立大湊小学校西側フェンス	103
大湊	伊勢市大湊町106-2地先	明神ポンプ場北側 市道大湊15-1号線ガードレール	104
大湊	伊勢市大湊町783-11	大湊町民会館前広場	105
大湊	伊勢市大湊町656-2	(株)鈴工前塀	106
大湊	伊勢市大湊町413-2	森様宅南側 畑	107
大湊	伊勢市大湊町264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール ※大湊みどり苑入口付近	108
浜郷第1	伊勢市神久1丁目5	寝起松公園内西側植込み	109
浜郷第1	伊勢市神田久志本町1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前	110
浜郷第1	伊勢市神久2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所 西側フェンス	111
浜郷第1	伊勢市神久4丁目2	神久町バス停付近 三重県南部自動車整備協同組合 北側畑	112
浜郷第1	伊勢市神久4丁目8	自性軒付近 水路横倉庫前空地	113
浜郷第1	伊勢市神久3丁目6	神久町バス停付近 伊勢二見線沿い曲がり角 三角地空地	114
浜郷第1	伊勢市神久6丁目5	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	115
浜郷第2	伊勢市黒瀬町164-8	市立浜郷小学校西側フェンス	116
浜郷第2	伊勢市黒瀬町1718-4	黒瀬第1公園南側	117
浜郷第2	伊勢市田尻町129地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	118
浜郷第2	伊勢市田尻町179	牟山中臣神社前	119
浜郷第2	伊勢市通町1435	栄通神社前	120

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第3	伊勢市一色町1299-22地先	勢田川堤防沿い ※一色む保育園付近	121
浜郷第3	伊勢市一色町1650-3地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	122
浜郷第3	伊勢市一色町1486-2地先	一色大橋東詰め南側 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	123
浜郷第3	伊勢市一色町1682	一色町公民館北側フェンス	124
浜郷第3	伊勢市一色町1612	一色神社東側	125
宮本第1	伊勢市藤里町582-1	中澤様宅向 柿畑東側 (ぎゅーとら藤里店裏側方面)	126
宮本第1	伊勢市藤里町489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前	127
宮本第1	伊勢市藤里町145-2	奥野様宅向 柿畑 ギャラリー大心館付近	128
宮本第1	伊勢市旭町396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	129
宮本第1	伊勢市旭町365-2	麵房柿右衛門 南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	130
宮本第1	伊勢市旭町53-1	旭団地付近 畑	131
宮本第1	伊勢市前山町355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	132
宮本第1	伊勢市藤里町1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	133
宮本第1	伊勢市前山町1381-5	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	134
宮本第2	伊勢市大倉町1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェンス	135
宮本第2	伊勢市大倉町74-4	大倉バス停横 畑	136
宮本第2	伊勢市佐八町2287	市立佐八小学校前フェンス	137
宮本第2	伊勢市佐八町2129	佐八町公民館広場	138
宮本第2	伊勢市津村町762-1	榊林イマニティ向かい側 畑	139
宮本第2	伊勢市津村町482	津村町公民館広場	140

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
豊浜第1	伊勢市西豊浜町5436	丁塚古墳北公園西側	141
豊浜第1	伊勢市西豊浜町1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	142
豊浜第1	伊勢市西豊浜町79-2	野依ふれあい公園入口付近	143
豊浜第1	伊勢市西豊浜町747-1	野依ふれあい公園付近 藤原様宅ブロック塀	144
豊浜第1	伊勢市西豊浜町6052	小川橋付近空地	145
豊浜第1	伊勢市植山町486	植山町民会館南側フェンス	146
豊浜第1	伊勢市磯町1033	磯町資源ごみステーション 西側空地	147
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3781	東豊浜魚市場西入口付近	148
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	149
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3707	ナリス化粧品横 倉庫前	150
豊浜第2	伊勢市東豊浜町299	市立豊浜東小学校東側フェンス	151
豊浜第2	伊勢市東豊浜町154地先	西条排水機場南西側	152
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	153
豊浜第2	伊勢市椋原町594	市道椋原堤線(堤防)沿い ガードレール	154
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3224	高蔵禅寺付近ブロック塀 河邊様宅塀	155
北浜第1	伊勢市有滝町2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	156
北浜第1	伊勢市有滝町2959	三交バス 旧有滝停留所 広場地蔵尊前	157
北浜第1	伊勢市有滝町2638	有滝町民会館前	158
北浜第1	伊勢市有滝町2693	有滝老人クラブ西向かい側空地	159
北浜第1	伊勢市有滝町2103-8	三芳電気商会北向かい側空地	160

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
北浜第1	伊勢市有滝町2034	大雲寺付近 廣山様宅ブロック塀内側	161	
北浜第1	伊勢市有滝町1557-1	ありたき農村公園	162	
北浜第2	伊勢市村松町3-1	北浜地区コミュニティセンター西側	163	
北浜第2	伊勢市村松町4011-1	村松町民会館前	164	
北浜第2	伊勢市村松町448地先	仲由水産(株)入口西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	165	
北浜第2	伊勢市村松町1883-1	サンコーデンキ北浜店南側空地	166	
北浜第2	伊勢市村松町3840-2	村松町舟神龍宮南側	167	
北浜第2	伊勢市村松町3118地先	亀池排水機場東側	168	
北浜第2	伊勢市村松町3292	市立北浜小学校フェンス	169	
北浜第3	伊勢市東大淀町4158地先	おかげバス東大淀口停留所西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	170	
北浜第3	伊勢市東大淀町351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	171	
北浜第3	伊勢市東大淀町187-6	北村物産(株)工場東側 畑	172	
北浜第3	伊勢市村松町1389-26	村松町1389-26 (株)エルモ横駐車場	173	
北浜第3	伊勢市東大淀町3869-2	JA伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	174	
北浜第3	伊勢市柏町623-2	柏町バス停近く空地	175	
北浜第3	伊勢市柏町762-5	柏団地入口案内板西向側空地	176	
北浜第3	伊勢市東大淀町103	東大淀公園フェンス	177	
城田第1	伊勢市上地町1767-1	上地町公民館前	178	
城田第1	伊勢市上地町1561-2	上地南バス停付近 畑	179	
城田第1	伊勢市上地町1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	180	

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
城田第1	伊勢市上地町3849	上地町中楽山公民館付近 畑	181
城田第1	伊勢市上地町2937	中久保湯田野公民館前	182
城田第1	伊勢市上地町3362-5	湯田野バス停付近 畑	183
城田第1	伊勢市上地町2525	吉澤様宅空地 ※六軒家第一踏切付近	184
城田第2	伊勢市上地町450-68	城田団地第1公園フェンス	185
城田第2	伊勢市粟野町1235-1	粟野農業研修センター北側	186
城田第2	伊勢市中須町186-1地先	市道中須3-4号線ガードレール 山保モータース付近	187
城田第2	伊勢市中須町40-1	中須バス停付近 空地	188
城田第2	伊勢市中須町1015-1	平澤病院バス停付近 空地 ※坂東	189
城田第2	伊勢市川端町59	川端町公民館付近 空地	190
城田第2	伊勢市川端町310-1地先	東建設東側畑向かい側 市道伊勢玉城線ガードレール	191
四郷第1	伊勢市中村町1681-1	中村公園	192
四郷第1	伊勢市中村町840-1地先	国道23号線月読宮前交差点南側 市道中村4号線ガードレール	193
四郷第1	伊勢市楠部町263-73	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園	194
四郷第1	伊勢市楠部町510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	195
四郷第1	伊勢市楠部町3158	緑が丘2号公園西側	196
四郷第1	伊勢市楠部町1704-1	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地	197
四郷第1	伊勢市楠部町乙1010-2	おかげバス四郷小学校前停留所前 主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	198
四郷第1	伊勢市一宇田町524-6	一宇田公民館	199
四郷第2	伊勢市朝熊町1911-1	スナック峰子駐車場東詰め	200

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第2	伊勢市朝熊町1510-3地先	新朝熊橋南詰め東側 主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	201
四郷第2	伊勢市朝熊町1066-1地先	水晶橋付近 市道朝熊10-21号線沿い空地	202
四郷第2	伊勢市朝熊町1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	203
四郷第2	伊勢市朝熊町1071-1地先	横橋南詰め東側 市道朝熊27号線 河川沿いガードレール	204
四郷第2	伊勢市朝熊町1677-11	朝熊市民館東側フェンス	205
四郷第2	伊勢市朝熊町2653-4	市営住宅駐車場前フェンス	206
四郷第2	伊勢市朝熊町2602-4	東工業所西向かい側空地	207
四郷第3	伊勢市鹿海町701-2	北嶋様宅交差点付近 畑	208
四郷第3	伊勢市鹿海町994-1	鹿海町公民館前公園	209
四郷第3	伊勢市鹿海町3430-85	杜の宮公園南側	210
四郷第3	伊勢市鹿海町171-1	東鹿海バス停付近空地	211
四郷第3	伊勢市鹿海町727-1	西鹿海バス停付近 田	212
沼木第1	伊勢市上野町187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	213
沼木第1	伊勢市上野町347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	214
沼木第1	伊勢市上野町876-1	沼木中学校前バス停付近 畑	215
沼木第1	伊勢市上野町1276地先	広岡バス停付近 県道伊勢路伊勢線ガードレール	216
沼木第1	伊勢市上野町1280	上野町 広岡バス停付近 塀	217
沼木第1	伊勢市上野町2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	218
沼木第1	伊勢市上野町1354-3	沼木地区コミュニティセンター 南向かい側 県道伊勢路伊勢線沿い空地	219
沼木第1	伊勢市上野町3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	220

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
沼木第1	伊勢市上野町1620-1	上野南バス停付近 空地(三角地)	221
沼木第2	伊勢市円座町1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	222
沼木第2	伊勢市円座町1570	円座自治会館バス停付近 畑	223
沼木第2	伊勢市円座町1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	224
沼木第2	伊勢市神園町1104	光徳寺前	225
沼木第2	伊勢市神園町435	神園西バス停付近 空地	226
沼木第3	伊勢市横輪町159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	227
沼木第3	伊勢市横輪町420	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	228
沼木第3	伊勢市横輪町596-4	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	229
沼木第3	伊勢市横輪町319	桂林寺南向かい側空地	230
沼木第4	伊勢市矢持町下村409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	231
沼木第4	伊勢市矢持町菖蒲415-4	県道横輪南勢線 矢持橋西詰め北側空地	232
沼木第4	伊勢市矢持町上村301	沼木バス上村停留所前 県道横輪南勢線沿い空地	233
沼木第4	伊勢市矢持町床木272-1	沼木バス床ノ木停留所前	234
二見第1	伊勢市二見町松下2025	松下区会所前公園フェンス沿	235
二見第1	伊勢市二見町松下556-3	ごみ集積所西側	236
二見第1	伊勢市二見町江589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ (伊勢シーパラダイス)前 国道42号線江交差点北側	237
二見第1	伊勢市二見町江696	江コミュニティセンター付近 塀	238
二見第1	伊勢市二見町江682-17	江コミュニティセンター付近 塀	239
二見第2	伊勢市二見町西185-39	三交バス西団地前停留所 西向かい側 田	240

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第2	伊勢市二見町西866	西コミュニティセンター	241
二見第2	伊勢市二見町西828	(有)金谷工務店付近 塀	242
二見第2	伊勢市二見町西1068-1	測量設計サーベバント(有)付近 塀	243
二見第2	伊勢市二見町今一色3	旧今一色小学校前フェンス	244
二見第2	伊勢市二見町今一色155-6	今一色小学校前バス停付近 塀	245
二見第2	伊勢市二見町今一色874-191	三交バス今一色停留所前	246
二見第3	伊勢市二見町茶屋420-1	伊勢市役所二見総合支所前	247
二見第3	伊勢市二見町茶屋536-1	鈴木翠松軒付近 塀	248
二見第3	伊勢市二見町茶屋111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	249
二見第3	伊勢市二見町三津415-1	JR参宮線鳥羽第二踏切南東側 畑	250
二見第3	伊勢市二見町三津769	JR踏み切り付近 塀	251
二見第3	伊勢市二見町荘1287	荘公民館向側 塀	252
二見第3	伊勢市二見町荘2068-1	市立二見浦保育園前フェンス	253
二見第4	伊勢市二見町山田原173	山田原公民館前	254
二見第4	伊勢市二見町光の街1009-1	光の街公園入口信号機付近	255
二見第4	伊勢市二見町山田原179-2	三交バス山田原停留所付近 畑	256
二見第4	伊勢市二見町山田原441-2	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	257
二見第4	伊勢市二見町溝口403	山本医院付近 塀	258
二見第4	伊勢市二見町溝口229-7	メゾン二見付近 塀	259
小俣第1	伊勢市小俣町宮前210	松倉公園フェンス	260

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第1	伊勢市小俣町宮前787-3	高畑公民館フェンス	261
小俣第1	伊勢市小俣町宮前434-2	宮前公園フェンス	262
小俣第1	伊勢市小俣町本町944	掛橋公園フェンス	263
小俣第1	伊勢市小俣町本町1335-1	南本町公民館西側 ユニチカ団地南苑内公園フェンス	264
小俣第1	伊勢市小俣町本町220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地 ※JR参宮線掛橋踏切北東側	265
小俣第1	伊勢市小俣町本町1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	266
小俣第2	伊勢市小俣町元町663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	267
小俣第2	伊勢市小俣町元町769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	268
小俣第2	伊勢市小俣町元町492	栄児童公園	269
小俣第2	伊勢市小俣町元町1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	270
小俣第2	伊勢市小俣町元町202-9地先	県道豊北港小俣線中小俣交差点東 ごみ集積所フェンス	271
小俣第2	伊勢市小俣町元町381	若山公園フェンス	272
小俣第2	伊勢市小俣町元町1282-1	下小俣公民館フェンス	273
小俣第3	伊勢市小俣町相合161	小俣浄化センター西側フェンス	274
小俣第3	伊勢市小俣町相合494-1	新出公民館フェンス	275
小俣第3	伊勢市小俣町相合750	市立小俣中学校体育館側フェンス	276
小俣第3	伊勢市小俣町本町444	市立ゆりかご園フェンス	277
小俣第3	伊勢市小俣町本町768	上久保公園	278
小俣第3	伊勢市小俣町相合997	(株)太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	279
小俣第4	伊勢市小俣町相合888	六軒屋公園前フェンス	280

ポスター掲示場設置場所一覧表
 (平成31年執行 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙)

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第4	伊勢市小俣町湯田83	湯田水源地前フェンス	281
小俣第4	伊勢市小俣町湯田409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	282
小俣第4	伊勢市小俣町湯田554-1	湯田公民館	283
小俣第4	伊勢市小俣町新村41地先	おかげバスデマンド 西新村公民館停留所付近 市道小俣26号線フェンス	284
小俣第4	伊勢市小俣町新村428-3	東新村公園前フェンス	285
小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場	286
小俣第5	伊勢市小俣町明野1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	287
小俣第5	伊勢市小俣町明野712-1	明野水源地前フェンス	288
小俣第5	伊勢市小俣町明野1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	289
小俣第5	伊勢市小俣町明野685	ポリテクセンター伊勢	290
小俣第5	伊勢市野村町5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	291
小俣第5	伊勢市小俣町明野396	JA伊勢明野店南側フェンス	292
小俣第5	伊勢市小俣町明野418-1	明野北部公園フェンス	293
御菌第1	伊勢市御菌町高向977-1	新高児童公園	294
御菌第1	伊勢市御菌町高向2018	(株)松本薬品伊勢支店前	295
御菌第1	伊勢市御菌町高向686-16	新高公民館前 塀	296
御菌第2	伊勢市御菌町高向568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	297
御菌第2	伊勢市御菌町高向2589-1	高向公民館	298
御菌第2	伊勢市御菌町高向423	はじめハウス 塀	299
御菌第2	伊勢市御菌町高向2155-2	高向西公園南西側フェンス	300

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 期日前投票所

御菌期日前投票所	御菌公民館	御菌町長屋 1221 番地
----------	-------	---------------

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所	二見総合支所	二見町江 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
ミタス伊勢期日前投票所	ミタス伊勢	船江 1 丁目 471 番地

3 増設期間

平成 31 年 3 月 22 日（金）～ 4 月 6 日（土）

二見期日前投票所及び小俣期日前投票所

平成 31 年 3 月 30 日（土）～ 4 月 6 日（土）

ミタス伊勢期日前投票所

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

(1) 御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	塩井 孝	平成31年3月22日
省略	森田 耕司	平成31年3月23日
省略	塩井 孝	平成31年3月24日
省略	今井崎 正和	平成31年3月25日
省略	奥田 孝	平成31年3月26日
省略	今井崎 正和	平成31年3月27日
省略	森田 耕司	平成31年3月28日
省略	奥田 孝	平成31年3月29日
省略	今井崎 正和	平成31年3月30日
省略	塩井 孝	平成31年3月31日
省略	奥田 孝	平成31年4月1日
省略	森田 耕司	平成31年4月2日
省略	今井崎 正和	平成31年4月3日
省略	奥田 孝	平成31年4月4日
省略	塩井 孝	平成31年4月5日
省略	森田 耕司	平成31年4月6日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中村 省三	平成31年3月22日
省略	黒田 晴久	平成31年3月23日
省略	小崎 峰子	平成31年3月24日
省略	松本 幸久	平成31年3月25日
省略	中村 省三	平成31年3月26日
省略	中井 三樹	平成31年3月27日
省略	黒田 晴久	平成31年3月28日
省略	濱口 敏彦	平成31年3月29日
省略	小崎 峰子	平成31年3月30日
省略	松本 幸久	平成31年3月31日
省略	中井 三樹	平成31年4月1日
省略	黒田 晴久	平成31年4月2日
省略	中村 省三	平成31年4月3日
省略	松本 幸久	平成31年4月4日
省略	濱口 敏彦	平成31年4月5日
省略	中井 三樹	平成31年4月6日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	久保 徹	平成31年3月22日
省略	西村 彰	平成31年3月23日
省略	中川 博次	平成31年3月24日
省略	小林 三保	平成31年3月25日
省略	久保 徹	平成31年3月26日
省略	西村 彰	平成31年3月27日
省略	小林 三保	平成31年3月28日
省略	中川 博次	平成31年3月29日
省略	久保 徹	平成31年3月30日
省略	西村 彰	平成31年3月31日
省略	小林 三保	平成31年4月1日
省略	中川 博次	平成31年4月2日
省略	久保 徹	平成31年4月3日
省略	小林 三保	平成31年4月4日
省略	中川 博次	平成31年4月5日
省略	西村 彰	平成31年4月6日

(4) ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
		平成31年3月22日
		平成31年3月23日
		平成31年3月24日
		平成31年3月25日
		平成31年3月26日
		平成31年3月27日
		平成31年3月28日
		平成31年3月29日
省略	里中 綾子	平成31年3月30日
省略	橋本 清美	平成31年3月31日
省略	潮崎 明義	平成31年4月1日
省略	里中 綾子	平成31年4月2日
省略	橋本 清美	平成31年4月3日
省略	潮崎 明義	平成31年4月4日
省略	潮崎 明義	平成31年4月5日
省略	里中 綾子	平成31年4月6日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1) 御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	湯浅 真奈美	平成31年3月22日
省略	立花 健太	平成31年3月23日
省略	井坂 大志	平成31年3月24日
省略	西村 雄斗	平成31年3月25日
省略	澤 尚美	平成31年3月26日
省略	柘植 健吾	平成31年3月27日
省略	中川 一雄	平成31年3月28日
省略	杉木 剛	平成31年3月29日
省略	太田 徹	平成31年3月30日
省略	西村 峻	平成31年3月31日
省略	高橋 宏輔	平成31年4月1日
省略	西村 明裕	平成31年4月2日
省略	南 達貴	平成31年4月3日
省略	畑 しのぶ	平成31年4月4日
省略	山川 泰平	平成31年4月5日
省略	西井 昭文	平成31年4月6日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	河村 瞳	平成31年3月22日
省略	松本 拓也	平成31年3月23日
省略	垣野 浩良	平成31年3月24日
省略	堀本 雄斗	平成31年3月25日
省略	服部 達哉	平成31年3月26日
省略	常光 弘康	平成31年3月27日
省略	辻村 貴文	平成31年3月28日
省略	小川 浩	平成31年3月29日
省略	牧 祐介	平成31年3月30日
省略	古川 諒	平成31年3月31日
省略	永野 裕也	平成31年4月1日
省略	堀江 伸幸	平成31年4月2日
省略	高田 祐希	平成31年4月3日
省略	坂田 直也	平成31年4月4日
省略	豊岡 賢司	平成31年4月5日
省略	山本 慎治	平成31年4月6日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中川 真知子	平成31年3月22日
省略	岡村 基司	平成31年3月23日
省略	中瀬 美香	平成31年3月24日
省略	日置 純子	平成31年3月25日
省略	山本 実咲	平成31年3月26日
省略	中川 浩良	平成31年3月27日
省略	梅森 裕	平成31年3月28日
省略	立花 知晋	平成31年3月29日
省略	鈴井 正巳	平成31年3月30日
省略	西野 佐俊	平成31年3月31日
省略	山本 真里子	平成31年4月1日
省略	伊藤 秀彦	平成31年4月2日
省略	下村 真有子	平成31年4月3日
省略	西尾 正美	平成31年4月4日
省略	八田 信	平成31年4月5日
省略	松田 和裕	平成31年4月6日

(4) ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
		平成31年3月22日
		平成31年3月23日
		平成31年3月24日
		平成31年3月25日
		平成31年3月26日
		平成31年3月27日
		平成31年3月28日
		平成31年3月29日
省略	北村 悦隆	平成31年3月30日
省略	濱千代 雅章	平成31年3月31日
省略	中山 幸則	平成31年4月1日
省略	濱口 真一	平成31年4月2日
省略	鈴木 健太	平成31年4月3日
省略	野村 格也	平成31年4月4日
省略	古川 貴俊	平成31年4月5日
省略	西村 圭二	平成31年4月6日

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の
これを代理すべき者を下記のとおり変更します。

平成 31 年 3 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 御薊期日前投票所
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	西村 雄斗	平成 31 年 3 月 25 日
省略	杉木 剛	平成 31 年 3 月 29 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	杉木 剛	平成 31 年 3 月 25 日
省略	西村 雄斗	平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者を
下記のとおり変更します。

平成 31 年 3 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 小俣期日前投票所
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	西村 彰	平成 31 年 3 月 27 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	伊佐 良造	平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を下記のとおり変更します。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 小俣期日前投票所
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	伊藤 秀彦	平成 31 年 4 月 2 日
省略	西尾 正美	平成 31 年 4 月 4 日
省略	八田 信	平成 31 年 4 月 5 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	金谷 法子	平成 31 年 4 月 2 日
省略	八田 信	平成 31 年 4 月 4 日
省略	伊藤 秀彦	平成 31 年 4 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 31 年 3 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,146 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,880 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,760 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,279 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- | | |
|-------|-----------------------------------------------|
| 1 場 所 | 伊勢市宇治館町 510 番地
三重交通Gスポーツの杜伊勢（三重県営総合競技場）体育館 |
| 2 日 時 | 平成 31 年 4 月 7 日（日） 午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 68 条の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	竜田 節夫	省略	潮崎 明義

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における投票所を別紙のとおり設けます
ので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

平成31年4月7日執行予定 三重県知事及び三重県議会議員選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校体育館
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所（旧伊勢市一之木保育所隣）
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐3丁目8番9号	伊勢市市民武道館
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港294番地	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118番地194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1648番地1	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校
23	宮本第2	佐八町2278番地12	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	川端町361番地1	川端町公民館
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校
35	沼木第2	円座町1579番地	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町185番地1	中西克秀 宅
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

【別紙】

平成31年4月7日執行予定 三重県知事及び三重県議会議員選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地2	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色3番地	旧伊勢市立今一色小学校屋内運動場
40	二見第3	二見町茶屋209番地	二見公民館
41	二見第4	二見町山田原446番地1	五峰保育園
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校体育館
46	小俣第5	野村町5番地3	小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第1	御菌町高向686番地8	新高公民館
48	御菌第2	御菌町高向2658番地1	高向公民館
49	御菌第3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第4	御菌町上條1173番地1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

平成 31 年 4 月 7 日執行の三重県知事選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 25 条の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

平成31年4月7日執行予定 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙
投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修	省略	米本 武俊	省略	中西 弘幸
高麗広	省略	久田 浩之	省略	見並 卓也
修道第1	省略	奥田 隆良	省略	近藤 知子
修道第2	省略	須崎 充博	省略	中村 哲也
明倫第1	省略	平見 典彦	省略	東條 正和
明倫第2	省略	丸山 美幸	省略	奥野 明宏
有緝第1	省略	江崎 里美	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	竹原 幹
有緝第3	省略	藤井 良輝	省略	阿竹 美津子
厚生第1	省略	岩佐 香	省略	加藤 寿人
厚生第2	省略	成川 誠	省略	八田 信
厚生第3	省略	浦井 由紀恵	省略	坂口 元美
早修	省略	世古口 睦	省略	増田 研一郎
中島第1	省略	山口 一馬	省略	藤川 圭司
中島第2	省略	森本 真成	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	大桑 和秀	省略	中川 要
神社	省略	東世古 幸久	省略	吉居 寛典
大湊	省略	堀畑 智男	省略	南 裕之
浜郷第1	省略	高村 貞子	省略	木村 扶美夫
浜郷第2	省略	濱口 新	省略	福本 佳大
浜郷第3	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1	省略	浦井 出	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	大西 隆	省略	山本 真史
豊浜第1	省略	日置 幸美	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	辻 浩利	省略	奥田 教行
北浜第1	省略	荒木 一彦	省略	北村 幸治
北浜第2	省略	藤原 孝彦	省略	中居 一晃
北浜第3	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1	省略	西岡 豊美	省略	西井 道治
城田第2	省略	小林 進	省略	西井 清子
四郷第1	省略	出口 昌司	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	上田 淳一	省略	奥野 修司
四郷第3	省略	小林 記子	省略	豊田 典久
沼木第1	省略	鈴木 光代	省略	山下 智也
沼木第2	省略	谷口 久美	省略	柘植 健吾
沼木第3	省略	浦田 美幸	省略	山口 徹
沼木第4	省略	松田 康	省略	西澤 大介

平成31年4月7日執行予定 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙
投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
二見第1	省略	山崎 幸喜	省略	山本 佳典
二見第2	省略	大井戸 清人	省略	藪木 茂生
二見第3	省略	野中 孝彦	省略	尾西 学
二見第4	省略	北岡 孝裕	省略	濱千代 雅章
小俣第1	省略	奥野 厚子	省略	太田 英明
小俣第2	省略	西山 早苗	省略	岡村 基司
小俣第3	省略	倉野 隆宏	省略	小林 正幸
小俣第4	省略	前村 忍	省略	阿竹 美幸
小俣第5	省略	中川 孝司	省略	野中 久司
御菌第1	省略	林 歩	省略	佐々木 徹
御菌第2	省略	岩村 敏彦	省略	中村 洋
御菌第3	省略	中居 涉	省略	井波 真理子
御菌第4	省略	柑子木 清仁	省略	前村 裕紀

伊勢市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	福	井	輝夫

平成 30 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	実 施 期 間	1 頁
2	実施期日及び対象箇所	1 頁
3	監 査 の 対 象 事 務	2 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	環 境 生 活 部	4 頁
	健 康 福 祉 部	5 頁
	産 業 観 光 部	6 頁
	都 市 整 備 部	8 頁
	二 見 総 合 支 所	8 頁
	小 俣 総 合 支 所	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	9 頁
	会 計 課	9 頁
	議 会 事 務 局	10 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	10 頁
	監 査 委 員 事 務 局	10 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	10 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	10 頁
	上 下 水 道 部	11 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	11 頁
	消 防 本 部	13 頁
7	む す び	13 頁

平成 30 年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 福 井 輝 夫

1 実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 15 日から平成 31 年 2 月 4 日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

2 実施期日及び対象箇所

実施年月日	対 象 箇 所
平成 30 年 10 月 15 日	浜郷支所 四郷支所 宮本支所 沼木支所 城田支所
平成 30 年 10 月 17 日	検査室 職員課 総務課 管財契約課
平成 30 年 10 月 18 日	課税課 収納推進課 危機管理課 防災施設整備課
平成 30 年 10 月 19 日	神社支所 大湊支所 北浜支所 豊浜支所
平成 30 年 10 月 24 日	広報広聴課 情報調査室 企画調整課 財政課
平成 30 年 10 月 25 日	市立伊勢総合病院 会計課
平成 30 年 10 月 26 日	秘書課 戸籍住民課 清掃課
平成 30 年 10 月 29 日	環境課 人権政策課 こども発達支援室 おおぞら児童園 健康課
平成 30 年 10 月 30 日	しごうこども園 あげぼの園 しらとり園 ゆりかご園
平成 30 年 11 月 1 日	医療保険課 介護保険課 高齢者支援課 生活支援課
平成 30 年 11 月 5 日	福祉総務課 こども課 障がい福祉課 市民交流課
平成 30 年 11 月 6 日	商工労政課 国体推進課 観光振興課 観光誘客課

平成 30 年 11 月 7 日	農林水産課 農業委員会事務局 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
平成 31 年 1 月 15 日	監理課 交通政策課 都市計画課 建築住宅課
平成 31 年 1 月 16 日	維持課 用地課 基盤整備課
平成 31 年 1 月 22 日	教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課
平成 31 年 1 月 24 日	教育研究所 大湊小学校 御菌小学校 神社幼稚園
平成 31 年 1 月 28 日	御菌総合支所生活福祉課 小俣総合支所生活福祉課
平成 31 年 1 月 29 日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
平成 31 年 1 月 31 日	城田小学校 小俣中学校 倉田山中学校 佐八小学校
平成 31 年 2 月 1 日	五十鈴中学校 修道小学校 スポーツ課 文化振興課
平成 31 年 2 月 4 日	消防本部

3 監査の対象事務

平成 30 年 4 月から 9 月まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づき、また、行政の事務の執行について、同法同条第 2 項の規定に基づき実施した。

4 監査の方法

事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、事務局職員が関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の審査を行った。

なお、議員のうちから選任された監査委員として、野口佳子が平成 30 年 11 月 7 日まで監査を行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関し、収入の確保は適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、会計処理は適法になされているか、公有財産、物品等の取得、管理は適正に行われているか、出納及び現金の保管は適正になされているか、また、前年度の指摘事項、意見について適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

所管する事務事業はほぼ滞りなく進められている。事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、おおむね適正に執行されていると認める。

監査結果については次に述べるとおりである。簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し改善を必要とする項目については是正を指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認める。
- (2) 時間外勤務については全般的に削減の努力をされているものの、月 80 時間を超えるものが見受けられた。改正労働基準法では、連続しての時間外勤務の上限を月平均 80 時間と定めており、労災認定の目安ともなると言われている。職員の健康を危惧するものであり、引き続き削減に努められたい。
- (3) 事務補助団体の経理事務について、現金を長期間保管しているものや立替払いをしている事例が複数見られた。現金の長期保管は事故につながるリスクがあり、公金の取扱いに準じて事務処理をされたい。
- (4) 前年度に支払うべきものを当年度予算より支出している事例が複数発生している。今一度、支払手順を見直し、再発防止に努められたい。
- (5) 指定管理協定書への収入印紙の貼付が複数の課で見受けられた。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。また、障がい者への合理的配慮についての事項が考慮されていない協定書も見られた。指定管理者制度導入指針に追加で記載するなど、適切に事務を行えるよう努めていただきたい。
- (6) 各種会議について、議事録の未作成や結果報告がされていない事例が見受けられた。会議の記録は対外的な説明資料として、また、業務を適切に進行管理する上で必要とされる。意思決定の経過がわかるよう結果報告を作成されたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。例規の審査や庁舎改修に伴う電算機器の設定業務等が要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

【職員課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 依然として長時間の時間外勤務が行われている部署がある。長時間労働は職員の健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。引き続き削減に向けて粘り強く指導していただきたい。

【管財契約課】

意見

- (1) 指定管理協定書について、収入印紙が貼付されているものや障がい者への合理的配慮についての事項が考慮されていないものが複数の課で見られた。事務の参考となる導入指針に記載されていないことが一つの要因であると考えられる。指定管理や契約等、全庁的に共通する事務については、マニュアルを充実させるなど適切かつ効率的に事務を行えるよう努めていただきたい。

【課税課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。業務が集中する賦課時期の業務を見直すなど削減の努力をされてはいるが、職員の健康に配慮するとともに、引き続き削減に努められたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【危機管理課】

意見

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害が起きた場合、多くの方が長期間にわたり避難されることが想定される。そうした災害の事後対策についてもシミュレーションを検討いただきたい。

情報戦略局

秘書課 情報調査室 企画調整課 財政課 広報広聴課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【企画調整課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

環境生活部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課 支所

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業の実施によるものが主な要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。
- (2) 伊勢まつり実行委員会の広告協賛金、国際交流協会の助成金や受講料について、受領してから口座へ入金するまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。
- (3) 国際交流協会の受講料について、領収書の日付や金額が鉛筆で書かれているもの、金額が記載されていない事例が散見された。適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 伊勢まつり実行委員会の経理事務において、収支決算後の残額を翌年度に繰越している。大半が市の負担金で運営しているものであり、返却を求めるべきと考えるが、検討していただきたい。
- (2) まちづくり協議会への交付金について、目的に沿って適正に使用されているか確認する必要がある。条例において監事の設置など監査事項を義務付けるべきと考えるが、検討していただきたい。

【人権政策課】

指摘事項

- (1) 人権施策推進協議会への負担金が納期限を過ぎて支払われている。当該課で事務補助をしている団体ではあるが、適切な事務処理をされたい。

【環境課】

指摘事項

- (1) 環境会議の経理事務において、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない。立替払いをすることがないように注意するとともに、適切な事務処理をされたい。

【清掃課】

指摘事項

- (1) 広域環境組合から送付された、ごみ処理手数料の還付についての通知が簡易様式で供覧されている。本来、文書管理システムにより処理されるべきである。適切な事務処理をされたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢者支援課 生活支援課
福祉総務課 こども課 こども発達支援室 障がい福祉課 保育所等

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると

認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【高齢者支援課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業の実施によるものが主な要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

【福祉総務課】

指摘事項

- (1) 民生委員児童委員協議会連合会及び社会を明るくする運動伊勢地区推進委員会の経理事務において、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。

【こども課】

指摘事項

- (1) 二見こども未来クラブ及び御菌こどもプラザの指定管理者からの事業報告書、業務の評価表が期限内に提出されていない。また、契約書類の提出にも遅延があった。これまでも随時指導をされているとのことであるが、引き続き、協定書、仕様書に沿って適切に業務を行うよう強く指導されたい。
- (2) 資金前渡の精算が期限内にされていないものが見られた。会計規則に基づき事務処理をされたい。

【障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 訪問理美容サービス事業において、前年度分の委託料が当年度予算より支出されている事例が見受けられた。訪問実績の確認等、事務処理の方法を見直し、再発防止に努められたい。
- (2) 指定管理施設の修繕について、10 万円以上の場合は協議することとされている。当然に、その協議は文書によるべきであるが、口頭で行われている事例が見受けられた。今後、十分注意されたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課 国体推進課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。労働福社会館の雨漏りへの対応が主な要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

- (2) 前年度分の精算旅費が当年度予算より支出されている。出張実績の確認等、事務処理の方法を見直し、再発防止に努められたい。
- (3) 産業支援センターの指定管理について、事業報告書が期限内に提出されていない。協定書に則して、適切な事務処理を行うよう指導されたい。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 民話の駅蘇民及び郷の恵「風輪」の指定管理協定書に、障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮についての事項が考慮されていない。法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

意見

- (1) サンファームおばたについて、現状のような運営形態であるなら、施設の位置づけについて考慮すべきと考えるが、検討していただきたい。

【観光振興課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。花火大会等のイベント業務が要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。
- (2) 総会参加費の支払いについて、資金前渡として処理したものの、事前に出金されず参加者が立替払をしている事例が見受けられた。出金の確認等、事務処理の方法を改善されたい。
- (3) 花火大会委員会の経理事務において、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 集大会・スポーツ合宿誘致補助金について、市施設の使用料納付を怠っている団体へ補助した事例が見られた。防止策を検討していただきたい。
- (2) お伊勢さんマラソン実行委員会から花火大会へ協賛金が支出されている。実行委員会は市からの補助金により運営されており、協賛金支出の是非について検討していただきたい。

【観光誘客課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 誘客事業については数値目標を設け、その効果を検証し事業継続の是非につなげていただきたい。

【国体推進課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。インターハイ開催にあたっては時間外勤務の削減に努められたとのことであるが、国民体育大会の開催に向け職員に過重な負担が生じないように、効率的な運営方法を検討されたい。

(2) 実行委員会の経理事務において、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。災害対策や灯籠撤去に関する業務等が要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

(2) 神社海の駅の指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。

【都市計画課】

意見

(1) 伊勢都市計画連絡協議会について、構成する市町が一体となって都市計画を進めることの重要性は理解するが、市町村合併に伴い会員は2市町のみとなっている。協議会として存続する必要性について、事務効率の観点も含め一考していただきたい。

【交通政策課】

指摘事項

(1) 観光交通対策協議会の経理事務において、収入伝票兼日計表が作成されていない事例が見受けられた。適切な事務処理をされたい。

【建築住宅課】

指摘事項

(1) 市営住宅等の指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。

二 見 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) コミュニティセンターの指定管理協定書に、障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮についての事項が考慮されていない。法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

小 俣 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 保健福祉会館運営連絡会について、開催結果報告が作成されていない。会議の結果については、適切に記録をされたい。
- (2) 保健福祉会館の指定管理業務履行報告書に、報告日、履行確認日、履行確認印のないものが見られた。適切な事務処理をされたい。
- (3) 市庁舎における行為の許可申請が簡易様式で処理されている。規則に基づく申請であり、文書管理システムにより処理されたい。
- (4) 離宮の湯の指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。

御 菌 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。書類審査業務が主な要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 各課に提出される補助金などの請求書について、請求日を職員が記入していると思われるものが多数ある。支払事務を適正に行うよう指導していただきたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 選挙管理委員会の議事録について、議題及び結果が記録されているのみである。意思決定の経過がわかるように作成されたい。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

農 業 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

市 立 伊 勢 総 合 病 院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。新病院の建設、移転業務が主な要因であるが、職員の健康には十分配慮されたい。
- (2) 研修参加負担金等の支払いにおいて、立替払いしている事例が多数見られた。また、立替払いした者に返還するまで長期間を要している事例もある。事務処理の方法を改善されたい。
- (3) 経理事務において、診療報酬の基金等への請求のうち返戻分を収益から減額し、再請求の事務を行っているが、医業未収金に計上したままで行うよう改められたい。

意見

- (1) 診療報酬の基金等への請求について、基金等から不備として返却される事例が多い。大半は更正のうえ再請求しているが、診療報酬として認められないものが一定額ある。

費用として処理される金額の削減に努めていただきたい。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【共 通】

指摘事項

(1) 水道事業で実施した下水道関連の工事負担金の経理処理が水道事業会計と下水道事業会計で異なっている。同一の基準で処理されたい。

(2) 管財契約課に依頼している入札事務の手数料について、支払債務が発生しているにもかかわらず試算表に計上されていない。債務が発生した時点で未払金に計上されたい。

【水道事業】

意見

(1) 管路の耐震化については計画に沿って順次進められているが、予想される南海トラフ地震などに備え、管路全体ではなく基幹管路の耐震化に集中すること等で、その実効性を上げるよう考慮いただきたい。

【下水道事業】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。計画策定に係る業務が主な要因であるが、職員の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課

文化振興課 教育研究所 小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

(1) 強風により学校の施設が飛び隣家に損害をもたらした事例があった。施設の管理について各学校に対し十分に指導されたい。

(2) 前年度分のLPガス使用料が当年度予算より支出されている。業者からの請求内容

の確認等、事務処理の方法を見直し、再発防止に努められたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 非核・平和推進事業への生徒の参加費について、職員等の旅費に関する条例の規定によるとしている。教育目的の事業として、適切な根拠により経費を負担するべきと考える。検討されたい。

意見

- (1) 理科教材としての薬品（劇物）の保管について、定期的に各学校へ文書を出すなど、適切に管理されるよう指導していただきたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 復命書について、供覧で処理されている事例が見受けられた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 少年都市交流実施委員会の経理事務において、支出命令書はあるが購入荷が作成されていないものが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) スポーツ推進委員連絡協議会の経理事務において、出金決議書が作成されていないものが見受けられた。また、出金後、相手方に支払うまでの期間が長い事例が見受けられた。現金を長期間保管することは事故につながるリスクがある。適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 学校施設についてはスポーツ、レクリエーション等の場として開放されているが、旧学校施設についても同様に利用されている。利用する際の規則等について整理していただきたい。

【文化振興課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。企画展の開催や指定管理者の選定に係る業務が主な要因であるが、改正労働基準法の趣旨に沿い、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 施設の臨時開館の取扱いについて、公平性の観点から適切でないと思われる事例が見受けられた。公共施設として適切に管理、運営するよう指定管理者を指導するとともに、必要に応じて規則等の見直しを検討していただきたい。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 報償金、精算旅費等の支払遅延が見られた。事務処理の方法や支払手順を見直し、再発防止に努められたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 委託事業及び学校給食の経理事務において、出金から支払いまでの期間が長いもの、保護者から受け取ってから入金するまでの期間が長いもの、立替払いしたもの、領収書に領収日が書かれていないもの、また、振込明細に手数料の記載がないといった事例が見受けられた。適切な事務処理をされたい。
- (2) 郵便切手の管理について、受払簿の記載漏れにより実際の枚数の方が多い事例が見受けられた。適切に管理されたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

7 むすび

時間外勤務については削減に取り組まれているところであるが、依然として長時間の勤務が見られる。月 80 時間を超える事例もあり、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。より一層、削減に努めていただきたい。

財務に関する事務においては、複数の課において前年度分の支出がされるなど、内部で十分なチェックがされていない状況が見られた。個々の職員が関係規則等を十分に理解することはもとより、組織としてチェックできる体制づくりに努めていただきたい。

また、行政の事務事業については説明責任が求められていることを強く意識し、事業についてはその必要性、実施に至った経過等を明確にするとともに、実施効果についても検証していただきたい。

伊勢市監査委員公表第 2号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	福	井	輝夫

平成 30 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	実施期日及び対象団体等	1 頁
2	監 査 の 対 象	1 頁
3	監 査 の 方 法	1 頁
4	監 査 の 主 眼	1 頁
5	監 査 の 結 果	1 頁
	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査	1 頁
	株式会社 スコルチャ三重（伊勢市観光文化会館及び伊勢市観 光文化会館駐車場）	
	F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃 貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並び に共同施設）	
6	む す び	4 頁

平成 30 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 福 井 輝 夫

1 実施期日及び対象団体等

(1) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体（施設名）	所管課
平成 31 年 2 月 19 日	株式会社 スコルチャ三重 (伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場)	文化振興課
平成 31 年 2 月 20 日	F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設)	建築住宅課

2 監査の対象

平成 29 年度の事務事業について実施した。

3 監査の方法

各団体へ出向き、事前に提出された資料に基づき、所管課及び団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

4 監査の主眼

財政援助団体等については、報告、協議等、協定に基づく義務の履行が適切に行われているか、適正な会計経理がなされているかなどの観点から実施した。

また、所管課については、指定管理料の算定、交付手続きや指定管理協定に基づく履行確認などが適正に行われているか、団体への指導監督は適切に行われているかを主眼として実施した。

5 監査の結果

(1) 株式会社 スコルチャ三重

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場

指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

指定管理料：指定期間における指定管理料の総額（施設管理業務料除く）

187,717,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

平成 29 年度分（施設管理業務料 2,580,514 円を含む）
39,814,799 円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

〈株式会社 スコルチャ三重〉

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	33,985,267	指定管理料	39,029,785
運営費	18,337,553	会館利用料	35,920,495
管理費	33,607,580	駐車場利用料	6,194,100
自主事業	33,623,767	自主事業	37,879,147
		（内、指定管理料追加分）	(785,014)
その他	2,756,018	その他	76,755
支出計	122,310,185	収入計	119,100,282
収支差額		▲3,209,903	

ウ 所見

平成 29 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出した委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け実施したところ、事業目的に沿って事業が執行されていると認められた。

しかしながら、事業報告書及び収支決算書に誤りがあり、修正を求めた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

（ア）基本協定書の変更による変更年度協定書の締結が 9 か月後となっている。変更に伴う施設管理業務料の確定が事業完了後になるためであり、その理由については理解するが、本来は基本協定書の変更に合わせて速やかに締結するものである。協定書への記載方法について検討されたい。

（イ）指定管理者から提出された事業報告書及び収支決算書について、十分に確認がされていない。内容については証拠となる書類を確認し、不明確な点は適宜補足、修正するよう指導されたい。

【株式会社 スコルチャ三重】

指摘事項

（ア）事業報告書及び収支決算書の内容が合致しない。また、金額の誤りも散見され

た。公費を受けて運営していることを十分認識し、作成にあたっては正確な計数は当然のこと、内訳や補足を加えるなど説明責任を果たせるよう留意されたい。

意見

(ア) 会館利用予約やチケット購入時等の駐車場利用者に対する無料サービスについて、ホームページへの掲載や館内での掲示により十分周知されるよう努めていただきたい。

(2) F E住宅管理共同企業体

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設

指定期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理料：指定期間における指定管理料の総額（修繕工事費、補修工事費、災害復旧緊急措置費除く）

279,629,515円（消費税及び地方消費税を含まない）

平成29年度分（修繕工事費、補修工事費、災害復旧緊急措置費含む）

102,948,503円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 事業実績について

収支計算書（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

〈F E住宅管理共同企業体〉

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
管理関係経費		指定管理料（定額部分）	58,321,527
人件費	24,225,840	受取利息	74
一般管理費	3,163,079		
事務費	5,896,294		
維持・修繕関係経費			
環境整備費	2,032,949		
維持点検費	21,938,160		
小計	57,256,322	小計	58,321,601
(精算項目)		指定管理料（精算項目）	
修繕工事費	19,187,851	修繕工事費	19,187,851
補修工事費	14,988,861	補修工事費	14,988,861
災害復旧緊急措置費	10,450,264	災害復旧緊急措置費	10,450,264
小計	44,626,976	小計	44,626,976
支出計	101,883,298	収入計	102,948,577
収支差額		1,065,279	

ウ 所見

平成 29 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出した委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け実施したところ、事業の執行については、おおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 指定管理協定書に収入印紙が貼付されている。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理者に指導されたい。

【F E 住宅管理共同企業体】

意見

(ア) 高齢の単身者を対象に、定期的に巡回し安否の確認をされている。こうした活動は入居者や家族の安心感につながるものであり、引き続き住民サービスの向上に取り組んでいただきたい。

6 む す び

平成 17 年度作成の「指定管理者制度導入指針」にうたわれているように、指定管理導入の目的は民間のノウハウを生かしての住民サービスの向上と経費削減の効果を求めるものである。その趣旨を失念せず事業を進めていただきたい。